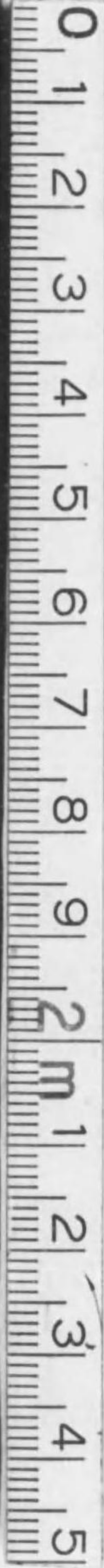


特 253

752



加藤清正と熊本城



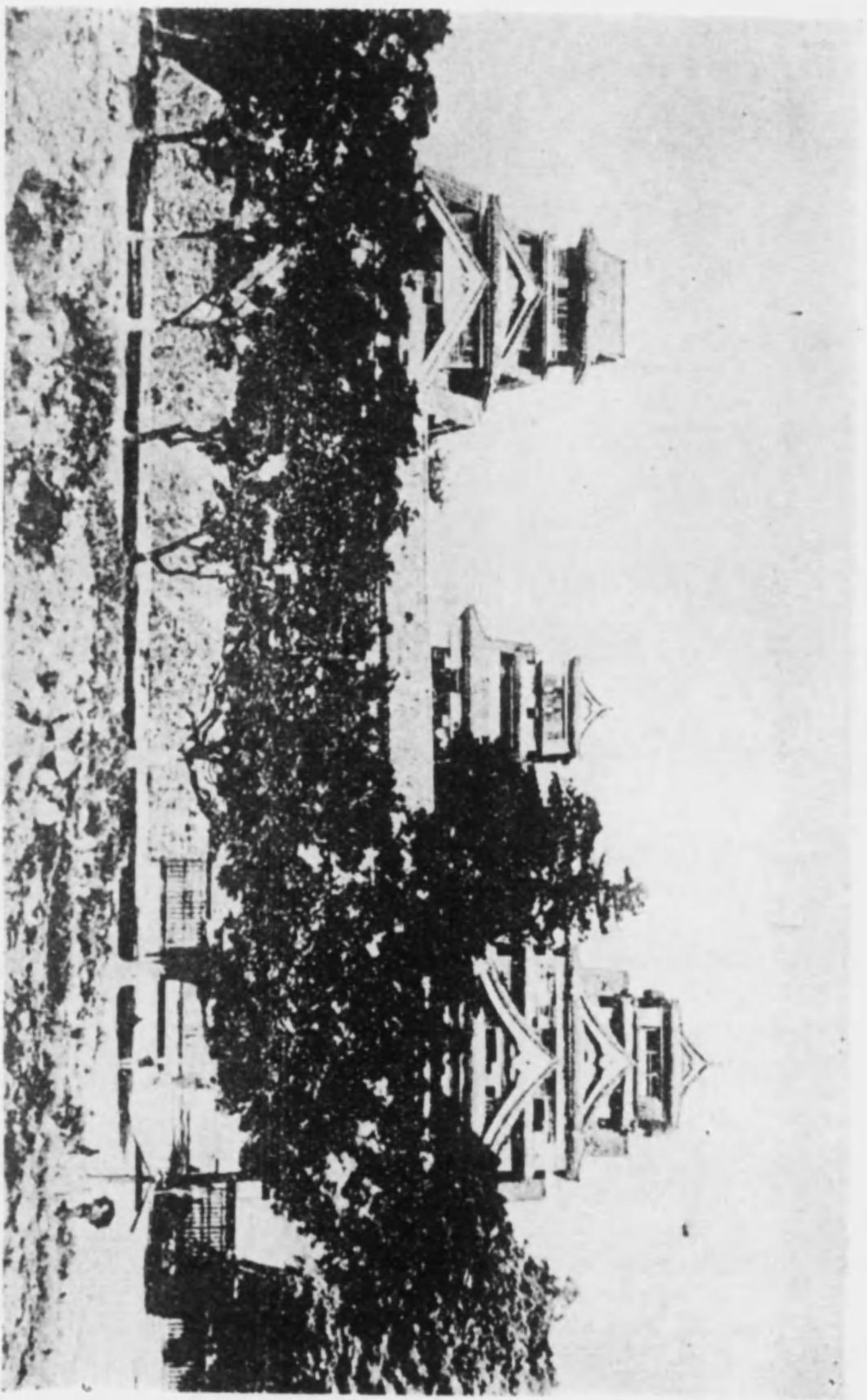
始



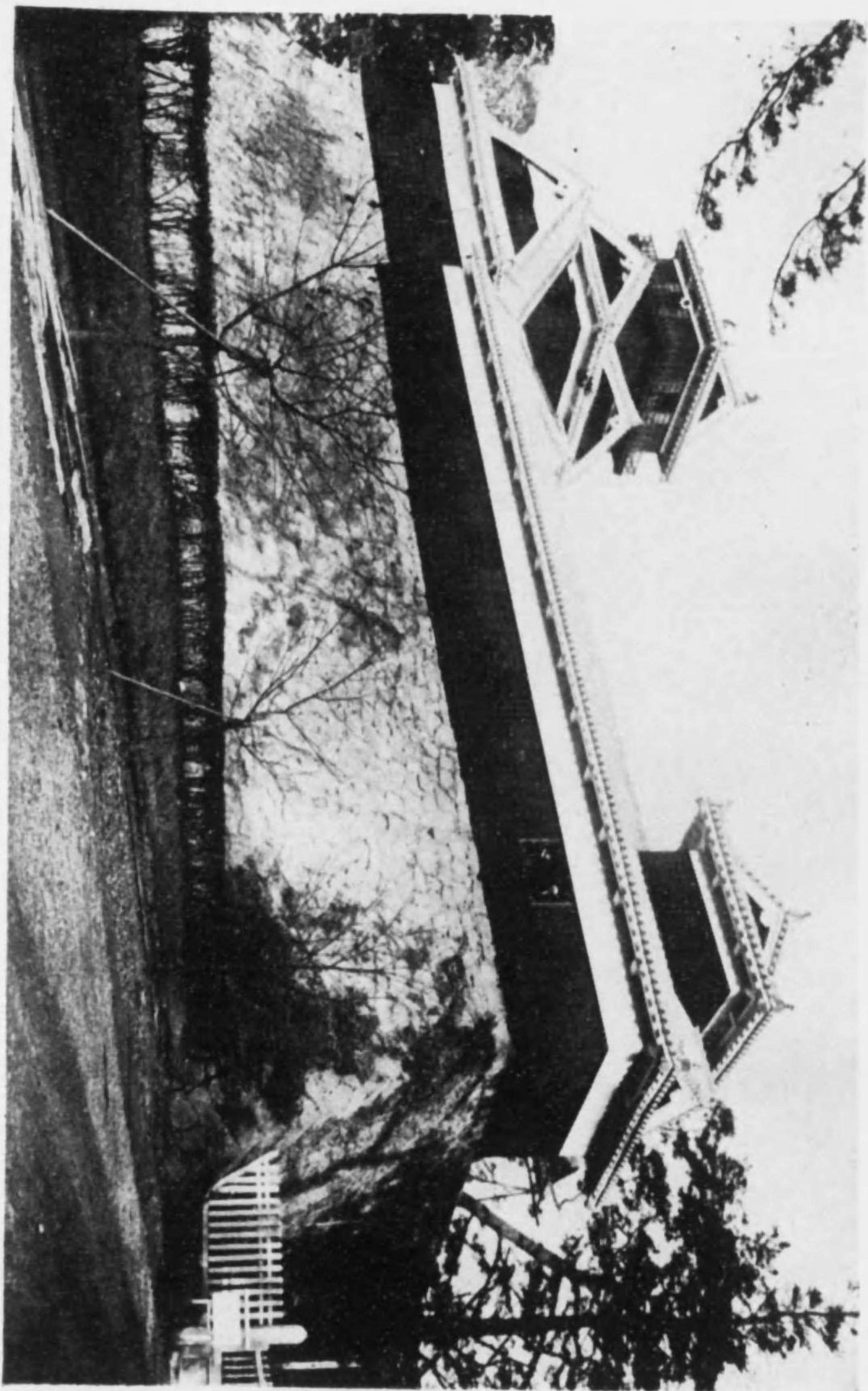
特253.
752



加藤清正公肖像

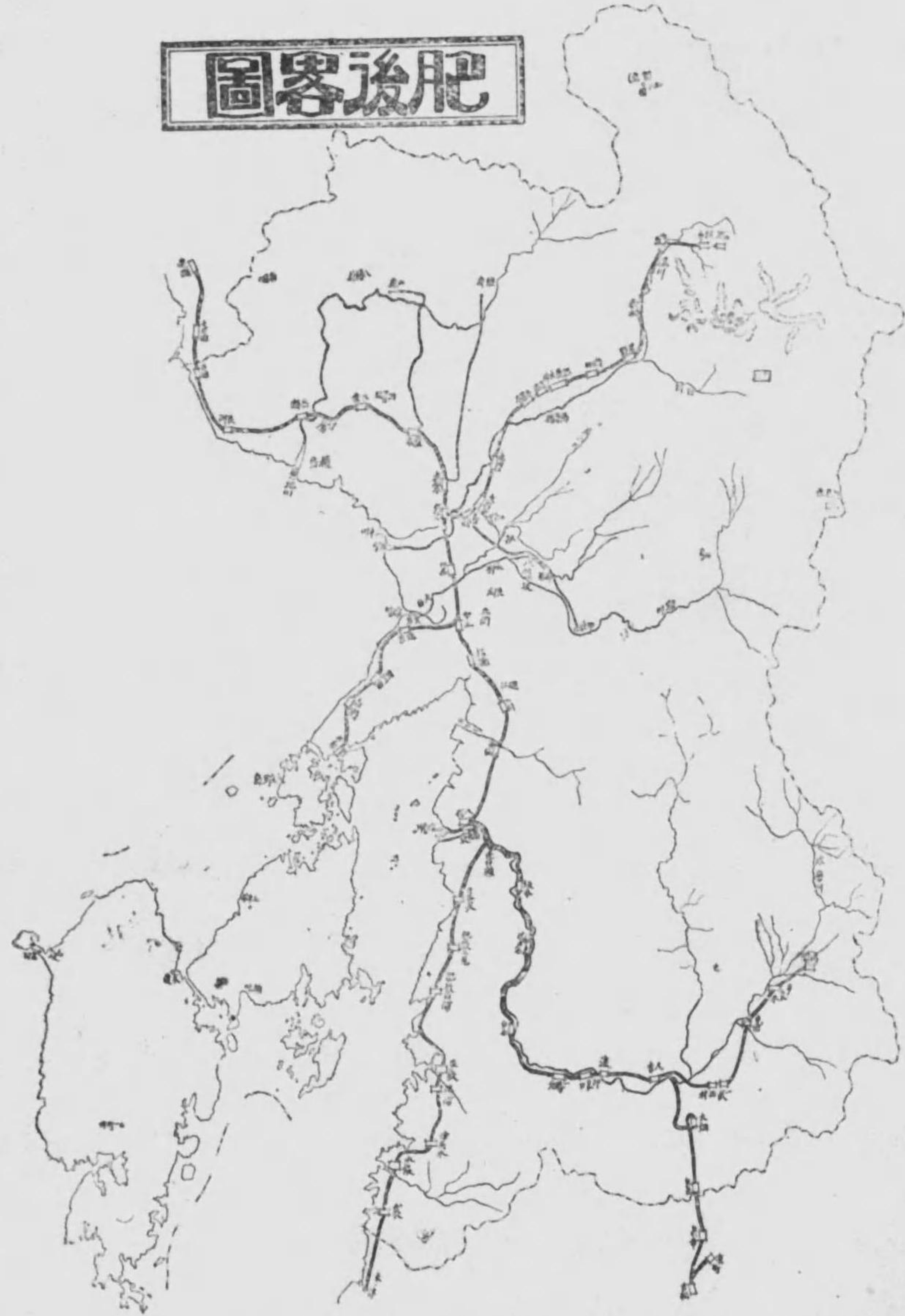


大平門方面の足利本館守櫓



櫓土宇の後築改

肥後客圖



緒言

本書は大正十五年六月、本會が熊本市公會堂に於て、赤星・緒方兩閣下及び平野文學士に乞うて、加藤清正公並びに熊本城に關する大講演會を開催した時の講演筆記に、三氏親しく筆を執つて補訂を加へられたものである。固より、短時間内に於ける各一場の講演であるから、加藤公又は熊本城に關する詳細の敘述を、組織的にまとめ上げられたものではないが、然しそれらに就ての大綱を提擧し、各部に亘つた獨得の研究をも發表せられたものであるから、實に一般の讀み物としてのみならず、また學界に於ける絶好の研究資料たるを失はない。加藤公の偉大なる人格・功業及び其の築造に係る天下の名城熊本城に就いては、其の名徒らに大にして、其の實際に關する的確なる知識が今や頗る徹底を缺くの憾みなしとせぬ。此際に於て、本書の如きは、よく這般の缺陷を補ひ、更に新しき意味に於て、清正公と熊本城とを天下に復活せしめるものと云つてよからう。本會が敢て之を刊行して江湖に推薦する所以のもの、蓋し茲に微意を存するのである。

昭和二年十月

熊本城址保存會



目次

加藤清正と熊本城	錦雞間祇候	赤	星	典	太	
加藤清正と肥後	陸軍中將	緒	方	多	賀	雄
熊本市及び熊本城の變遷	文學士	平	野	乍		

圖版目次

加藤清正公肖像
熊本舊城天守櫓
熊本城宇土櫓
肥後略地圖
熊本市街古今對照地圖

加藤清正と熊本城

錦雞間祇候 赤 星 典 太

一 名古屋城と熊本城

『伊勢は津で持つ津は伊勢で持つ尾張名古屋は城で持つ』と云ふ俗謡があるが、名古屋城は名物ではあるが、熊本城の名物なるのとは、見方に依つて餘程違ふと思ふ。大正二年冬の頃と記憶するが、故大隈侯(當時伯爵)が當地に來られた時、其の案内をして、城頭の午砲臺に上つた事がある。其時大隈侯は、四圍の山河を指點し、感慨無量の態で、『熊本城は聞きしに優る名城である。一木一石、清正公の全人格、全精神を打込んである。當地の人は之を知つて居るだらうか。——等しく清正公に關係ある彼の名古屋城は、公が徳川氏の命を受けて、所謂御義理一片で築いた城である。金の鯨は天下の偉觀ではあるが、目の玉が少しボンヤリして居る様に思はれる』と云はれた。是れは熊本人に對して、一種の警告とも又皮肉とも考へられるが、兎も角見る人の眼識如何に依つては、同じ名城は名城で

も、印象が大分違ふのである。何故に違ふかと云ふに、夫れは主として築城の動機と目的が違ふからであると思ふ。先づ尾張の平野は、所謂沃野千里天府の地、海道第一の要地であるから、徳川氏が既に親藩を封じて外壁とし、更に其基礎の鞏固と威力とを天下に誇示せん爲め、築城に工夫を凝らし、之れをして中外を眩惑驚異せしむることに苦心したのは當然で、其の形式こそ異なれ、中仙道の奥地日光の山中に、千古絶美の靈廟を造營したのと、同じ動機に出たものと考へられる。次に徳川氏が豊臣家の重臣の財政を窮乏せしめる爲めに、百方計畫したことは明な事で、名古屋城の造營の如きも其の例の著しきものと思ふ。現に徳川氏に取つて目の上の瘤たる清正公を始めとし、福島正則等の諸將に、其苦役を課した。即ち其目的が、政治的の見地から来て居るから、引受けた人々も嫌々乍ら御義理一片でやつたものだから精神のはいつて居る譯がない。それで大事の點睛が朦朧たるの感があるのも亦宜なる哉である。然らば熊本城は如何かと云ふに、夫れは清正公の性格、當時の時代相、及び徳川氏に對する清正公の關係、清正公の豊臣家に於ける地位、及び築城の年代等を綜合研究するときに、築城の動機目的が大體推定し得られる様に思はれる。

二 清正公の性格

清正公の御性格は、申す迄もなく智仁勇兼備の方で、軍人の典型と言はれて居る。公一代の行狀が、彼の明治十五年軍人に下し賜はつた御勅諭中の五ヶ條の事柄（忠節、禮義、武勇、信義、質素）に、一々叶うて居るといふ事は、清正公研究の權威者を以て自他共に許して居る榊原將軍が、一々實例に當てはめて演述されて居る。尙ほ右勅諭中に、天地の公道人倫の常經と宣はせられてあるが、之れは軍人と共に一般國民の守るべき事柄であることは勿論であると思ふ。清正公は佛教の信仰厚く、儒教にも造詣が深く、常に漢籍を座右から離されなかつたことは人の知る所である。曾て瀬戸内海の船中で、論語を繕いて居られた時、公が便所に立たれた隙に、猿公が其論語に朱線を引いて居たので、清正公は之を見られて、汝も亦孔子の道を解するかと言つて微笑せられたと云ふことは、有名な話である。後年幼君秀頼を擁立して行かねばならぬ様になつた時、豊臣氏に恩顧を蒙つた清正公は『以て六尺の孤を託す可し以て百里の命を寄すへし大節に臨みて奪ふ可からず君子の人か君子の人なり』とある論語の一節を體得し、又體現せんと努めて居られたのである。當時豊臣家の重臣の多くは、關東に心を寄する者もあつたが、清正公は飽くまで禮節を正しくし、關東方の反感を買はずして豊家の社稷を全うせんとせられたのである。武士道は

仁義の道に外ならぬ。剛柔其宜しきを得る所に、武士道の生命があり妙諦が存するのである。豊家の末路の如き複雑多端、微妙困惑の世相の下に在つては、眞に武士道体得者でなければ方向に迷うたであらう。此重大なる時機に於て清正公の行動が、一々武士道に叶つて居ることは言を俟たぬ次第である。要するに清正公は、本邦固有の道義觀念に於て、信念及び體驗が深かつたことに歸着する。即ち清正公の人格は我國固有の道徳を中核として、佛教、武士道及び儒教が、渾然融合したものと云つて差支ないと考へられる。

清正公は肥後の國に封ぜられるに先ち、讃州高松（今の香川縣）に封ぜられんとしたのである。御承知の如く、高松は大坂とは航通の便あり、夫れに五穀の收穫も多く、加ふるに漁鹽の利極めて豊富なりし爲め、當時世間美望の領土であつたが、公は大閤直參の寵臣で、且つ攻城野戰の功も多大であつたから、公に其の地を賜はることゝなつたと思はれる。然るに其内命のあつた時、公と親交のあつた秀吉の秘書官とも言ふべき淺野長政から、『高松もよいが、朝鮮出兵の事も既に熟して居る際であるから、其先鋒の任に當つては如何。夫れには九州がよい。肥後の熊本最も可なりである』と外征のことを漏されたので、當時青春二十七歳、霸心滿々功名の念に燃えて居た清正公は、直に『夫れは何より結構』と、彼

の高松の好封土を弊履の如く捨て、肥後の熊本を撰ばれたが、其の目的は上述の如く、一に朝鮮征伐の先鋒たらんが爲めである。公は斯かる事情の下に肥後一半を領有せられたのであるが、公の性格上、其國に入つては勿論其政を閑却することは出来なかつた。それで入國後、外征準備を控へ内外多忙の際なるに拘らず、自ら指揮監督して領内の治水開墾等の計畫を立て、夫々實行に着手せられたのである。吾々肥後の住民が三百有餘年後の今日、猶其廣大なる餘澤に浴しつゝあることを懐ふときは、實に無限の感激に打たれざるを得ないのである。斯くの如く、公の民政上の功績の偉大なるものあるに拘らず、公の武勳が一層赫々たりしことゝ、當時の世態が武を貴び他を輕んずるの風があつた爲め、識者の外は其遺業を閑却したことは亦止むを得ない次第であつた。又清正公は其怒られる時は猛虎も懼伏し、笑はれるときは赤子も懐く大徳、即ち智仁勇の三徳を十分に發揮せられたことは歴史が雄辯に物語る所であるが、其の極、自然に神と仰がれ、誰れ言ふとなく民衆的普遍的に神として永く祭らるゝに至られたのである。阿彌陀峰に登つて衷心秀吉の靈を拜む者は少く、又日光廟にたゞ其の美景と美觀とを見物に行く人のみ多い中に、我が本妙寺靈廟に參詣して清正公の偉大なる神靈に心からの憧憬祈念を捧げる人々の數は年々五十萬六

十萬を下らない。以て公の威徳の高且つ大なるを知るべしである。

三 當時の時代相

さて慶長三年八月、秀吉は薨去しましたが、其の薨去前に彼れは家康を枕頭に招き、後事を囑し、『嗣子秀頼にして若し佐けられるものなら輔けてほしい。若し輔ける程の器でなければ、天下は君代つて取て呉れ。天下は決して一人の天下ではないのだから、』と言はれた。それに對して老獪無比の家康は『殿下百年の後、幼君輔佐の事は決して御心配あるな』と對へたので、秀吉は家康の手を執つて泣いて感謝したのである。然るに秀吉歿後、天下の政治は三大老五奉行の會議執行となつたが、事實は家康の天下で自然専横の事が多かつたので、豊臣家臣下の間には、議論二派に分かれた。一は乾坤一擲、徳川氏を屠るべしと云ふ急進派で、其急先鋒は石田三成、小西行長等である。一は天下の大勢は已に定まつて居る、天下は事實上家康のものであるが、どうかして威信を損せず豊臣氏の社稷を一日でも長く保つて行きたい、家康の無理難題も其爲めには風に柳と受け流して、暫く隠忍自重す可し、と主張する一派、所謂自重派なるもので、之れが領袖は加藤清正福島正則等であつた。元來清正公と石田とは、其性格の相違するが如く、自然徳川氏に對する態度方針も相

異つたものと考へられる。一寸話が傍徑に入るが、清正公と三成とは個人的にそりが合はなかつた。しかも世間の同情は清正公に厚く、かてゝ加へて、世は徳川氏の天下となつた爲めに、三成はより以上に不利の地位に立つた感じがする。従つて彼れは無條件に奸佞諂詐の小人として永久に葬られて居るが、近年史家の間には、三成の爲めに一種の雪辱論、若くは復活論と云ふべき議論が勃興して參つた。其見解に依ると、三成も豊臣氏の忠臣である。唯盡忠の道の取り方が違つた丈で、清正は大勢を洞察して幼君を守り立て、豊家保全の道を講じ、石田は徳川氏に對し疾風迅雷的に勝敗を決せんとしたに過ぎない、其の豊家の忠臣たることに於ては彼此擇ぶ處なしと言ふのである。英雄は棺を蓋うて事定まると言ふが、之れにも勿論例外があると思ふ。古今東西の人傑中、此例外連中が相當にある。石田も確に其一人であると思ふ。彼れも三百年後の今日、泉下に於て世の嚴正公平なる批判を樂み待受けて居るかと思はれる。兎に角、後世史家の論議の對象となる彼れは、必ずや獨自非凡の氣象と、複雑なる個性の所有者、所謂英雄の資質を多量に具備して居たものと認めねばならないと思ふ。

四 徳川氏に對する公の態度

慶長五年九月十五日、實に關ヶ原大戦の日である。此時幼君秀頼は僅かに八歳であつた。其結果、急進派は全滅して、自重派のみが残ることゝたつた。而して此戦で、天下の大勢は愈定まつて來た。同時に徳川氏の大坂に對する厭迫は、日に日に深刻になつて來た。然るに清正公に對する家康の態度、及び徳川氏に對する公の關係は如何と申すに、宇土の小西の跡も清正公に下さつた。公は肥後一國の主となられて、表面だけは如何にも徳川家と親善でよかつたが、内實は勿論目の上の瘤として睨まれて居られた事は勿論である。而も公には寸分の隙がない。公は當時江戸にも屋敷を賜はり、大阪にも依然屋敷を持つて居られた。江戸の屋敷は今の參謀本部のある處であります。當時の情勢からすると、大阪の屋敷を撤去し、江戸のみにするが徳川氏の意に副ふ所以であるが、秀吉の恩を一日も忘れない清正公は、江戸の往復には必ず大阪に立寄り幼君の機嫌を見舞はれるので、大阪にも屋敷が必要であつたのである。そこで家康は、何とかして清正公を困却させたい肚から、彼の有名な三ヶ條の質問を持ちかけたのである。第一、天下太平の今の世に大阪に屋敷を持つ必要はないではないか、第二、清正は長い髯を蓄へて居たが、太平の世にその必要はあるまい、第三、清正が江戸の往復に大兵を引率せらるゝは、太平の世には不穩當で、費用

も入るから其の必要はあるまい、兵數を減じては何うか、と云ふのである。清正は之に答へて、御質問は尤もだが、自分は豊公に大恩があるから、江戸の往復には大阪に立寄り、幼君を訪ふので、大阪の屋敷は廢せられない。第二に、自分は戦陣の際、常に長大にして重い兜を用ふる流義で其紐がよく締まるやうに長髯を蓄へたのであるが、此髯がまた兜と相調和して、非常に威嚴を添へたので、其時の痛快な氣持が今に忘れられぬ。就ては此好個の記念物を削去することは平に御免を蒙りたい。第三、天下は表面平定して居るが、何時不逞の徒が蜂起せぬとも限らない。然るに自分の國は九州であるから、イザと云ふ場合、直に兵を呼び寄せて國家の急に應ずる譯に行かぬ。江戸附近の人とは事情が違ふので、兵を減ずることは御用捨ありたい。——流石の家康も此の巧妙にして道理ある辯明を如何ともすることが出来なかつたのである。

次に名古屋城築城の動機は前にも述べた通り、有形的にも無形的にも、舊豊臣の重臣等に一大打撃を與へようと言ふので、費用全部勿論負担せしめたのであつた。最初清正公と福島正則に築城を命ぜられるや、性來短氣の正則は嚇と怒り『吾儕は財政窮乏其極に達せん、寧ろ其命を謝絶しては如何』と清正に謀つた。それに對して清正は答へて曰く『君は最後の

決心があるか。君に最後の決心さへあれば僕も決心する。若し最後の決心がなくて築城を断はる時、徳川氏が、それなら他人にやらせよう、と言つて事を済ませるであらうか。築城を断る以上、君は直に廣島に歸り、僕は熊本に歸つて、共に最後の決戦を試みるの外はない』と言つたので、正則も『さうか、仕方がない』と言つて名古屋城の築城を引受けた。清正公の心中は實に腸九回、熱鐵を吞ませられる思ひがあつたであらう。公は築城に當り、自ら熱田から木石運搬の事に従事し、鉢巻をしめ扇を擧げ、木遣節を唄はしめたと言ふ事である。此一事でも公の心中が察せられるが、斯うして出来たのが彼の金の鯀で有名な名古屋城である。大隈さんの言はれた様に、名古屋城は嫌々ながら造られたのであるから、何處か目の玉がボンヤリして居るのは當然である。それも断れば直に幼君の身に係るから、勘忍袋の緒は切れかゝつたであらうが、風に争はぬ柳の糸で、やうやく其の袋の口を縫ひつゝ耐へ忍んで來られたのである。

五 豊家に對する公の地位と熊本築城の年代

次に豊臣氏に對しての清正公の地位は何うであつたかと言ふに、秀頼の母淀君と云ふ人は有名美人であるが、至つて虚榮と自我との強い女性であつたらしい。しかも其周圍に

は、決して清正公の如き忠直の人計りではなかつた、便佞の徒も多かつたので、清正公は豊家保全の支柱を以て自らも任じて居られた。即ち『以て六尺の孤を託す可し以て百里の命を寄す可し』云々の一語には深き信念を持つて居られたのである。此信念を持つて居られた清正公が、熊本築城をなされたのは、慶長八年（一説六年）から起工して同十二年に竣工したのである。慶長八年は實に徳川家康が征夷大將軍になつた年である。天下は名實共に完全に徳川氏の物になつた時である。此邊が大に注意を要するところで、家康と清正は十四五歳も年が違つて居た。年の順からすると清正より家康が先に死なねばならぬ。家康が死ねば天下の形勢は大に違つて來る。夫れ迄豊家の社稷を安全に保ちたいと云ふ事が、清正の胸に絶えず往來して居たと思ふ。故に築城の着手は、世を擧げて滔々徳川氏に迎合し、是れ日も足らずとしたる當時に於ては、如何にも大膽の事であるが、公は自分の在世中は徳川氏をして幼君は固より、自分自身に對しても、一指を加へしめざる丈の深き用意と自信とが確にあつたものと思ふ。左なくては決して斯かる仕事は企圖せらるゝものではないからである。従つて前述各種の事柄を綜合して考へると、熊本城の築造は、單に肥後の保境安民と云ふ丈に止まらぬ、一步進んで深味ある意義を含蓄したものと推斷しても、あ

ながち架空論ではあるまいと考へられる。

清正公は至誠純忠の人であり、固より徳川氏に對して、毫も禮讓を欠かれない。家康も何とかしたいと思つても、乗すべき機会がない。家康が目の上の瘤を除く爲めに、こらへ兼ねて、公を毒殺したと傳へられて居るが、之れは全く事實でない。然し斯かる話が傳はつた程、徳川氏が公を煙たく思つて居たかの強き證據にはなる。夫れは別として、秀頼は段々成長する、家康は老衰する。加藤其他の忠臣は秀頼の側近を離れぬ。徳川家も中々枕を高くする譯には行かない。そこで彼の有名なる、二條城に於ける家康、秀頼の會見と云ふ一事が案出された。夫れは慶長十六年三月である。本來家康は、秀頼が十五歳になれば政權を還す約束であつたのであるが、到底彼の老獪なる家康が黙つて快く政權を返さうとは思はれぬ。そこで京都二條城で會見し、幼君が如何に成長せられたかを見たいと云ふのが家康の申入れである。此申入れに對して、豊臣家では評議紛々、特に淀君の左右の小人輩は、擧つて家康の申込を拒絶せんと暗中飛躍をなしたが、徳川の方から云へば、若し拒絶さるれば思ふ壺である。何となれば豊臣家から拒絶すれば、非は大阪にあることになるから、寧ろ拒絶された方がよいのであつて、其處を見込んで仕組まれて芝居である。此時

大局に着眼し、苦心慘愴したのが清正公で片桐其の他の人々も、等しくそれに對して憂を分つたやうであるが、遂に清正公は、幼君の御身邊は公が引受けると云ふことで衆議を一決し、公と淺野長政とが御伴をして、二條城に赴いた。是れが清正公の豊臣家に對する最後の御奉公と相成つた次第である。而して此の御奉公には、公が所謂一世の智勇を傾倒された事は勿論で、史家は豊臣に對する公の忠節の點睛であると論斷して居るのは尤の次第である。斯くして無事會見も済んだから、淀から幼君と淺野の二人を船に乗せて大阪に送つて、始めて重荷を卸した感をなし、公は飯田覺兵衛と共に船に乗つて歸路につかれたのである。船が淀川の中流に出た時に、公は阿彌陀ヶ峰に向ひ、『清正今日始めて故公御恩の萬分の一に報い奉りました』と言つて泣いて拜伏せられたことは、歴史に著しい事柄である。而して清正は、覺兵衛に懷中から永正祐定二口の短刀を取出して見せ、『今日の覺悟はこれだ。家康の態度如何に依つては、自分も最後の覺悟があつた』と始めて言外に其の決心を示されたのである。然るに同年六月、清正公は薨去になりました。公は御齡五十歳でありました。

六 熊本築城の眞意義奈何

私は重ねて言ふ、清正公は豊臣家の社稷を保つ爲めには、隠忍に隠忍を重ねて来た。然し早晚、最後の決心、最後の手段に出でねばならぬと云ふ時が来ることは、深慮の公が洞見せられぬ筈がない。して見れば熊本城の築造の如きも思ひ半ばに過ぐるものあると考へる。清正の死は徳川のために好運であつた。明けて慶長十七年は、例の目の上の瘤がなくなつたので、徳川氏の豊臣氏に對する壓迫は益々露骨となり、國家安康の鐘銘を、已を呪ふものだと云つて、難題を持ちかけ、其結果が大坂城に於ける冬の陣となり夏の陣となつて豊臣家は永遠に其の祀を絶つに至つたのである。そこで清正公が存命して居られて、尙且つこの大阪陣なるものが避け得られなかつたとすれば、果して公は無爲にして終られたであらうか。その清正の態度如何に依つては、熊本城の運命なるものも如何なる大變化を來して居たであらうか。將た又順序通りに家康が先きに死んだならば歴史の色彩は如何に變つて居たであらうか。——熊本城は清正公の全人格の結晶である。従つて其築城の動機及び目的に對する側面觀には、幾多の深遠なる意義を容るゝの餘地あるものと信ずる。就いては斯の名城の維持保存は、熊本人としては大に考慮し、力を盡さねばならぬ事であると思ふ。諸賢の賛同を仰ぐ所以であります。

加藤清正と肥後

陸軍中將 緒方多賀雄

加藤清正公と云へば、今日も尙ほ兒童走卒に至る迄、知らぬ者はない。併し公の事蹟は案外詳細に天下に知られて居らぬ。清正の一生は、肥後に最も關係深いものであるから、加藤清正と肥後と題し、簡単に其一端を述べて見たいと思ふ。之れに依つて公の片鱗を窺ふを得ば幸ひである。

一 清正の生ひ立ち

清正は尾張國愛知郡中村の生れである。父は清忠と云つて、清正十三歳の時に歿せられたのである。清正の母は、清正を一と廉の者に爲したいと思ひ、幸ひ秀吉の母はその従妹であるのを縁とし、當時秀吉は江州長濱（十八萬石）に在つたので、清正を携へ行いて秀吉の母に托されたのである。夫れより清正は秀吉の許に育てられ、天正三年十五歳で元服し、百七十石の若侍となられた。之れが抑も清正出世の濫觴である。

當時は所謂戰國時代の事とて戰爭絶え間なく、清正も長ずるに隨ひ、常に秀吉の麾下に在つて從軍し、天正九年、秀吉の山陰道地方征討に際しては其の最初の功名を顯はし、爾後數々勇戰奮闘、拔群の功を奏し、幾多の感状を受け、又は其祿を増加せられ、賤ヶ岳七本槍の如きは最も顯著なるもので、秀吉の覺えも目出たく、之が爲めに、一躍五千石を授けられた程である。是れ實に、清正廿一歳から廿三、四才までに至る血氣盛りの頃であつた。

二 秀吉の島津征伐（清正初めて肥後に入る）

天正十年六月二日、明智光秀、本能寺に於て織田信長を弑するや、當時備中國高松城を水攻め中の秀吉は、之を陥るゝと共に、適々高松城應援の爲めに來著中の、山陽中國地方に於て最も有力なる毛利氏と、頗る大膽なる講和をなし、直に軍を旋して、光秀を山崎に討つて、信長の吊合戦を爲した。其間僅に二週間、其迅速機敏、驚くに堪へたるものがある。此に於て、秀吉の勢威は頗る振ふに至つたのである。

天正十一年には、柴田勝家は織田信孝を、秀吉は織田信雄を奉じ、兩雄の争となつたが秀吉は勝家を賤ヶ岳に滅ぼし、續いて加賀能登を徇へ、近畿地方も概ね平定し、山陰山陽

の將士、並に上杉徳川の如き有力者も亦、恭順の意を表したので、秀吉は既に天下に覇たるの志を有し、京師を以て土地狭く天下に號令するの地に適せずとなし、特に水運の便ある大阪の地を相して、天正十一年、此地に城を築くこととなり、覇業の基礎漸く成つたのであるが、之より更に四國南海を平定し、天正十三年に至り中部地方殆ど平定し、秀吉の威名は隆々として旭日昇天の概があつた。然れども其威力は、未だ西陣には治しとまでゆかなかつた。殊に薩摩の島津義久の如きは、威を九州に振つて居たのであつて、天正十四年義久が筑前筑後を略するに至り、秀吉は兵を發して義久を討たしめたが悉く大敗し、義久は遂に大學して豊後の十六城を略するに至つたのである。此に於て天正十五年三月朔日、秀吉は自ら諸軍に將とし、大阪より水陸並び下つたのである。義久は、秀吉の前軍が既に豊前に至ると聞き、島津家久に耳川を守らせ、自分は兵を率ひて退いた。秀吉は下の關より進んで岩石の城（豊筑の境に在つて頗る堅固である）を攻め落し、次で小隈の城を陥れて筑後の高良山に達した。ところが肥前の龍造寺政家、兵を率ひて先づ秀吉に應じた。筑後肥後の諸城も、風を望んで降つたが、此時南關の城主大津山河内守は、秀吉に誅せられ、隈本の城主城十郎は退散した。獨り島津の驍將新納忠元は、合志の城を守つて居たが

遂に奔つて八代の城に據り、島津征久と兵を合して堅守したが、秀吉は兵船を以て之を攻めたので、忠元等は夜陰を利用して漸く遁れた。秀吉は八代城から更らに進んで薩摩に向つたが、島津氏は遂に勢盡きて降り、日向大隅も次で平定するに至つた。斯くて秀吉は凱旋の途次、太宰府に至り、九州の人質を收め、大に功罪を論じ、阿蘇大宮司の邑を削り、天主教を禁じ、同年七月京師に凱旋復命した。秀吉の肥後を徇^{シラガ}ふるや、清正をして宇土城を守らしめ、秀吉凱旋するに及び、清正は徒歩にて高良山下まで隨從し、太宰府に於ては、秀吉より島津に贈る茶入の使者に任せられたることであるが、清正の肥後入國はこれが初めて、此時清正も肥後國の概念を得られたことと思はれる。

三 佐々成政肥後を領す

天正十五年六月六日、秀吉は佐々成政を以て肥後一國の領主とした。成政入國の時日狀況等は詳かでないが、當時島津征討に従つて同じく肥後に在りしものゝ如く、而して其の封に就くや隈本城、今の所謂古城に居たのである。

成政肥後に封ぜらるゝや、名をも陸奥守と改めさせ、且つ制書を與へられた。即ち

- 一、五十二人の國人如先規知行可相渡事

- 一、三年間檢地有間敷事
- 一、百姓等不痛様肝要事
- 一、一揆不起様可有遠慮事
- 一、上方普請三年令免許事

按ずるに成政は秀吉の信頼せる人でなかつた。彼は從來、秀吉に反抗する行動が度々有つた。彼は嘗て富山に割據して居たが、秀吉の征討に及び、忽ち髮を削つて出で降り、其領地を沒收せられたものである。然るに今俄かに彼を抜いて、九州の要地、併かも大國たる肥後を領せしむる如きは、甚だ其意を得難きことである、況んや此の如き制書を與ふるに於てをや。想ふに秀吉の意中は、初めから、何事にか托して、彼を艾除するの意があつたのであるまいか。特に横目を附して、逐一密事を報告せしめ居たるが如き、最も怪むべきことである。

成政は、以上の如く、制書を以て、三年間檢地を禁ぜられあるに拘はらず、入國後間もなく、國中に田畑畝反の數を書き出すやう命じたが、山鹿郡の領主隈部親永は之に應じなかつたので、成政は兵を發して隈部を伐たせ、自身も翌日出陣した。隈部の子親房、山鹿

の城に據りて父を援け、而して竊かに國中の諸侍に傳へしめて曰く、成政は自己本來の家臣に封祿を與へんが爲めに隈部を討つ、國侍たる諸士は、追つては隈部と同一の運命に遭遇するに違ひないと。之れより國中の侍悉く成政に背き、兵を起して隈本の城を圍むに至つた。成政は倉皇隈本に歸り、茶臼山に於て漸く之を撃退することを得たが、山鹿の城は隈部父子固守して降らず、柳川から立花宗茂の應援があつたが、遂に落城するに至らず、翌年に及んでやうやく降参、立花家に於て遂に切腹せしめられた。

天正十六年二月、秀吉は肥後の殘黨平定の爲め、森壹岐に大兵を屬して肥後に遣はした。森壹岐は國內を巡視し、殘黨餘類を平らげ、國內靜謐に歸したので、歸阪復命したが、此時森壹岐は無主の城の甚だ多きことを報告したので、秀吉は淺野長政、福島正則、加藤嘉明、森勘八等に、名ある城の城番を命じたやうであるが、以上の諸將は最初より殘黨討伐の爲め來て居つて、わが清正も亦其列に居られたと云ふが、未だ詳細の事實は研究するの遑なきを遺憾とするのである。

同年四月、成政は上阪を命ぜられ、肥後一揆を起したのを主なる理由とし、清正上使となつて其覺書を成政に讀み聞かせ、攝津の尼ヶ崎に於て切腹仰せ付けられた。此に於て肥

後國を加藤清正、小西行長の兩將に分封せらるゝに至つたのである。

四 清正肥後半國を領す

天正十六年五月十五日、加藤清正、小西行長は、肥後に封ぜられた。其頃秀吉が朝鮮征伐の意が有つたので、肥後の領主たるべき者を考慮したやうであるが、或る日清正を召して、其器量武功を賞し、讃岐國と肥後二十五萬石と、何れを希望するやを問うたのである。清正は豫て淺野長政から、秀吉朝鮮征伐の企圖ある旨を内聞してゐたので、其先鋒たらんが爲めに肥後を希望された所、秀吉は其志を壯とし、更に小西を呼んで、清正に肥後の北半部廿五萬石、行長に南半部廿四萬石（玖摩の相良領は舊の如し）を領せしめた。清正は五千石より俄かに廿五萬石の領主となるに就ては、武器等の用意も十分でなかつたのである。そこで讃岐の國主であつた尾藤が武器を、此時秀吉から授けられたのである。桔梗の紋は此尾藤が武器に付いて居たので、之れから清正が用ひらるゝことになつたのである。

因に尾藤甚衛門は秀吉に仕へて功あり、讃岐を領して居たが、秀吉島津征討の時、兵三千を率ひ羽柴秀長に従つて日向に入り、其命を奉ぜず、且つ封内窮乏甚かしたつたので秀吉怒つて其所領を沒收した。其後北條氏に走り、北條氏滅ぶるに及び更に赦しを乞う

たが、秀吉は遂に之を誅した。其子金助は、細川忠興に任へ三千石を食み、其子の金右衛門は、島原陣に於て先登し、一番槍尾藤金まで叫んだとき、敵に其口を刺されたので、名高き尾藤金ギヤフ、と云ふのは此事である。

天正十六月六月十三日、清正は數多の船に尾藤が武具を積み、侍三十七騎を召抱へ（森本義太夫飯田覺兵衛に此時二千石を加増す）、大阪を出帆。鶴崎へ著して一日逗留し、廿三日鶴崎出發、廿七日隈本著城。成政の家老より城を受け取り、成政の侍三百餘人を其儘抱へ、一揆の始末等領内の状況を聞いた後、親ら領内を巡視し、不逞の者を誅戮して其首を梟しなどして、恩威並施された。其後間もなく、玉名郡の小森と云ふ所に、伊津野將監の一門郎黨百三十餘人、暴威を振ふとの報告が郡奉行から來たので、一旦清正は部將を遣はして之を討たしめようと思はれたが、大に慎重の態度をとり、自ら鐵砲五百挺、侍二百騎を率ひて、小森の要害に取り詰め、遂に之を退治せられたのである。

小西行長は宇土に入つて城普請を始めたので、天草の地侍志岐麟泉、天草伊豆守に、家中同様工事に従事するやう命じたが、兩人命を奉ぜず。行長は秀吉に報告し、其命により天正十七年十月、伊知地文太夫に兵三千を率ひて兩人の討伐に向はしめたが志岐城附近の

袋浦と云ふ上陸地に於て全滅の悲運に遭つた。之が爲め行長は清正に應援を乞うたので、清正は一萬餘人を率ひて、三原に向つて行長を援け、志岐の城を攻めた。志岐方には、驍勇の聞えある木山彈正來援して志岐城に對し最も有利な山を占領したが、清正は其機先を制して之を攻め、難戦苦闘、遂に彈正と格闘して之を殲した。清正の片録槍は此時から出來たのだと云ふ説があるが、委しいことは分らぬ。それは兎も角、彈正既に斃れたので、麟泉は命請ひして退城し、薩摩に奔つた。爾後本渡、大矢野、其他軍門に降伏して、靜謐に歸した。

文祿元年（天正十九年）正月五日、愈々朝鮮征伐のため出兵することとなり、清正は一方の先鋒を承り、制札、軍書一卷、南無妙法蓮華經の御旗を秀吉より授かつて歸城し、正月廿六日、吉方なればとて玉名郡船林に於て閱兵を行ひ、二月朔日諸軍を率ひて藤崎八幡宮に參詣し、目出度凱旋せば毎年八月十五日に秋川（井芹川のことなるが多分段山附近の地を指したるものならん）で放生會を催し、隨兵百人を以て神輿を守護し、新座本座の猿樂を囃し、廢たれた神事を復興しようとして、立願された。（現時尙ほ飭馬を出して、威勢よく、神輿に隨ひ驅けるのが即ち放生會で、『エーコロボシタ』なる語は『好イ頃滅ボシタ』

の意味で、朝鮮征伐より起つた語であらうと云ふのは或は然うかも知れぬ。要するに現時行はるゝ藤崎八幡宮大祭の神事は、清正の復興に依ると云ふも誤りないやうである。翌二日瑞龍院に詣で、祖先の靈を祭り、諸軍は高瀬から發船せしめ、自身は大阪に到り、京都本國寺に於て朝鮮理運の爲め一萬部の法華經を誦せしめ、三月廿一日大阪出帆、三月廿四日肥前の名護屋を出帆されたのである。

爾後小西と共に軍を進めて無人の境を行くが如く、京城に入り、遂に北韓に至り、會寧に於て二王子を擒にし、更らに進んで現時云ふ所の間島に迄侵入し、前後七年、蔚山の範城、晋州城の攻撃等、勇戦奮闘、大に我武を輝かし、鬼將軍と謳はれたのである。

慶長元年（文祿三年）六月、明韓の使者海を渡つて來朝したので、我諸將、兵を茶山に留めて一先づ凱旋した。然るに三成行長等の讒により、清正は秀吉の怒りにふれ、場合によつては切腹をも申付けられん狀況であつたが、同七月の大地震に、清正機を逸せず登城し、秀吉の意を釋くことが出來、同十一月十五日再び渡鮮されたが、慶長三年五月、秀吉病を得、八月十三日遂に六十三歳を以て薨せられたので、十月に至り外征の諸將は歸國の途につき、清正も博多に歸著し、直に伏見に上り、秀頼に謁して、肥後に歸られたのである。

五 清正肥後全國を領す

秀吉の薨去後、嗣君秀頼幼にして、其政治は専ら五大老三奉行に依りて行はれ、石田三成は三奉行の一人にして、最も其手腕を振うたのである。一方、家康の勢力は半平として抜くべからざるものあり、天下の大勢は自然に家康に歸せんとするの勢であつて、諸大名も自ら三派に分かれたのである。即ち毛利輝元、上杉景勝、浮田秀家の三大老、及び、佐竹、島津、大谷、小西の如きは三成即ち大阪方とも云ふべく、伊達政宗、池田輝政、福島政則、藤堂高虎、蜂須賀至鎮の如きは家康即ち關東方とも云ふべく、又前田利家と親しき者に淺野長政父子、加藤清正、細川忠興の如き人々があつたが、利家は人質を入れ、家康に心を寄せたので、結局二派に歸したわけである。

慶長五年七月に至り、大阪奉行等、家康に對して公然敵意を表し、家康が太閤の遺訓に違ひたる十三ヶ條を數へて、其誅伐の已むべからざる理由を公表するに至り、茲に關ヶ原の役が起るに至つたのである。

清正は慶長五年五月、大阪に在つたが、會津の上杉景勝頻りに兵備を修め、且つ家康を罵倒するの行爲があつたので、家康自ら上杉征討のため下向せんとするを聞き、今家康東

上せば必ず變亂の起らんことを察し、其中止を勸告したが、家康肯ぜなかつたので、清正は變に備ふるため、直に歸國されたのである。

果して天下分ケ目の關ヶ原の役起るや、清正は家康方に與みされた。蓋し清正の意は、大勢に順應して、暫く家康の意に従ひ、秀頼の生長を無事に待たんがためである。今に於て家康と事を構へんか、豊臣家の滅亡は忽ち免るべからざる勢であることを知つてゐた。況んや三成の如きは、清正の最も嫌忌する人物であつたのである。夫れで豊前の黒田如水とは豫め協議を遂げてあつて、如水も家康方に應じたが、九州に於ては多くは三成方に味方したのである。

然るに三成方では、愈々積極的態度に出て、豊後の舊主大友義統入道宗嚴を豊後の國に入れた。義統は朝鮮陣に於て卑怯の振舞があつたので、太閤から其封を沒せられた者である。併し九州に於ては島津少貳大友とて、鎌倉時代は九州の全權を掌握した三大名の隨一で、豊後の守護職を傳ふること廿世に及んだ者であるから、一朝風雲に會せば、忽ち其勢力を回復することは難くないのである。然るに黒田如水は隱居の身であり、且つは留守居であつたが、機略に富む人であつたから最も迅速に軍を進め、義統が勢力を得るの猶豫を

與へずして、豊後の城を陥れ、豊後一國敵なきに至り、筑後に馬を進めて、柳川の城に向つたのである。

當時細川氏の飛地が豊後の杵築にあつたが、大友の至るや、頻りに應援を乞ひ來るので、清正は之れが援護のため、阿蘇小國（二重峠までも云ふ）に到るとき、既に應援の必要なきに至りしことを松井、有吉より報じ、如水からも亦報じて來たので、此處より直に軍を引き返して、小西行長の居城たる宇土を攻略すべく、木山を経て宇土に向つた。宇土の留守居たる小西隼人は、善戦能く固守したが、關ヶ原の敗報至り、行長も亦戦死したと聞き、此上抵抗するも無益と思ひ、八代城代小西若狹と共に自刃して降つたので、清正は其家來を悉く召抱へて、熊本に歸つた。斯くて清正は如水と豫て約した事があるので、書を柳川の立花宗茂に送り、家康方に降伏を勸告した。宗茂は既に家康に降参の意を表した後であつたから、固より之に應ずる意であつたらしいが、今日迄去就不明の佐賀の鍋島直茂が、大軍を發して柳川城を攻めかゝつたので、宗茂も武士の意地として、兵を出して大善寺と云ふ所で戦つた。此時如水は、久留米附近の藤山に、清正は瀬高（共に柳川より二里）に陣して居たので、兩人協議の上、一方には宗茂を慰諭し、一方には鍋島を説いて停

戦せしめ、宗茂は清正が熊本に引取つて優遇した。今の宇土小路や柳川小路と云ふ所は、之等の者の居住したところである。

久留米城は戦はずして降り、日向の高橋、秋月なども降つたので、今は九州に於て三成方は薩の島津あるのみとなつたが、島津義弘は關ヶ原敗軍後、使を立て家康に出兵の已むなき事情を述べ、敵對の意思なきを明かにしたので、家康も島津を不問に附することに定めた。然るに如水清正は之を知らなかつたので、鍋島と共に三家の兵は既に佐敷水俣に到着したが、此時大阪の家康から、島津降参の上は薩摩に進入することを止められ、九州の敵城は如水清正直茂協議の上、適當に處置すべしとあつたので、佐敷水俣から諸軍を引返したのである。

此に於て、清正は小西領を併せて、肥後全部を領せらるゝに至つたのである。時に年三十九才であつた。

六 茶臼山築城

清正は遂に肥後全國を領するに至つたが、國主(成政以來國守と言はず國主と稱した)の居城としては古城は餘り貧弱である、一國統治の中心として威嚴具はらず、且つ狹隘であ

つて、一國々防の根據として薄弱である。加之豊臣家の後見を以て自ら任ずる清正に於ては、尙ほ一層築城の必要を感じたであらう。信長の天下は創業半にして覆滅した。秀吉の天下は十有五年にして家康に歸した。年齒時に四十歳、分別盛りの清正としては、豈將來風雲の變に備ふる考へなくして可ならんやである。茲に於て慶長六年正月江戸に參賀した際、茶臼山築城の許可を得て、三月歸國し、愈築城に着手したのである。而して同年八月歟初め、八年八月斧初め、十二年竣工したといふことで、起工の年月に關しては或は半國領の時とし、或は慶長八年と云ひ、諸説區々であるが、今は詳しく詮議する道もないが、予は六年説を信するものである。清正は天正十六年の半過ぎに入國し、翌十七年には天草征討あり、其起因は小西が築城の手傳ひを命じたのによるが、其翌十九年、即ち文祿元年の初めよりは朝鮮征伐であるから、築城などの餘裕はなかつたやうに思はれる。慶長六年は實際の必要上からしても、家康との關係からして、天下の形勢からしても、最も適當な時期と云はねばならぬ。但し斯の如き大事業にありては、其計畫準備だけでも一朝一夕になるものでないから、半國領時代から一部の土工をなし、瓦を焼く等、多少の準備はあつたかも知れぬ。慶長四年製の瓦が天守臺から出づるとの説もあるから――。

築城に際し、第一の要件は、城地の選定であつて、清正は處々に候補地を選び、玉名郡横嶋も其一であつたと云ふ。蓋し肥筑の國境方面は、他の方面に比すれば弱點であり。且つ横嶋附近は海上の交通も便にして、秀吉は死に至るまで、朝鮮征伐の始末を憂ひ、屹度明軍が復讐しに来ると思はれた位であるから清正は之等の事も考へ、横嶋附近に一城を築く必要を感じられたかも知れぬ。然し國主の居城としては、一方に偏して適當でない。現時の戦略上から見ても、矢張り熊本は適當の地で、單に地形上からするも、肥後は九州の中央にして、熊本は又肥後の中央、併も扇子の要とも云ふべき戰略要地であるからである。

熊本城の經始は頗る巧妙複雑にして、現時の戰術眼を以て容易に判斷すべからざるものがあるが、大體に於て天然の地形を巧に利用された様である。經費勞力時日を顧慮せなかつたならば、尙ほ一層理想的の堅固のものが出來たであらうが、當時の一般的狀況からせば、恐らく之が最大限の工事で、併も清正の卓越せる築城眼によりて、斯の如き堅固のものが出來たと云はなければならぬ。茶臼山の原形は今知るに由ないけれども、天守臺の所が最高地で、其の北方は京町臺に續き、東北面は傾斜最も急にして、南方はやゝ緩斜面をなし、西方は段山の突角迄なだれて、概ね平臺を形づくつてゐた事は、蓋し想像に難か

らぬのである。それで城の重點を東部の高地一帯に置き、殊に其中心を最高地たる茶臼山の頂上に置き、此處に最後の據點、即ち現時の堡壘の所謂複郭と云ふべき天守を設け、山城には壘壁、平城には塹壕といふ原則に基き、北部東部の斜面急にして地域なき部分は、城壁を高くして堅固にし、南方の斜面緩やかにして地域稍廣き部分には、數線の防禦圍郭を設け、坪井川を改修して壕に代用し、西方平臺の地域最も廣き部には、北は埋門の附近から法華坂の上、陸軍教導學校裏門の處に出る壕を設け、更に教導學校前より元幼年學校の前に通ずる一線の壕を設け、更に本郭の下には、下馬橋より宇土櫓の下を経て棒安坂下に通ずる深壕を設け、各部は城壁の屈折を應用し、巧に側防を施し、特に西方面は最も防禦を堅固にする爲、西出丸（行幸坂の上方西側）を築きて西方面の側防を完全にし、更に現法務部の位置を以て、西及北面に對する側防を施し、敵の攻撃方向を西方面よりと判斷せしものか、此方面の防備は最も堅固である。蓋し當時の戰鬪に在りては、背後連絡線の如き、主なる考慮の中にあらず、特に敵が近く包圍線を緊縮した場合に於ては、慥に此方面は弱點たるを免れぬのであるから、清正の意を用ひたのは至當といはねばならぬ。

然れども西面斯の如くなる以上は、本城は東面に於て比較的弱點を發見するのである。

東面即ち千葉城に對する方面は、城壁も格別高きにあらず、且つ本丸迄は二線若くは一線の部分もあるが如く、而して該方面は、現市役所前の竹の丸の突出部以外、殆ど側防の設備がない。尤も城壁上には殆ど一帯に多聞櫓タカノヅを設けあるも、千葉城は目の前の瘧たるに拘らず、何等の施設がないのは、本城唯一の弱點たるを免かれぬのである。古老の言によれば、當時より此方面は弱點として考慮された如く、竹林を設け（今の稻荷祠の附近の如く）遮蔽したとの事である。しかし大體に於ては、四圍共に堅固にして、殆んど同價値を有するのである。而して洗馬橋から下流、坪井川、並に高麗門段山の濠を経て、藤崎臺下から輻重隊の北側を過ぎ、京町臺一帯の斷崖、内坪井の壕を繞らして、此圍郭の内に侍屋敷町屋を保護し、畫圖の堤防から緑川一帯の堤防を外郭とし、緑川河口から玉名の荒尾附近に至る一帯の海岸防備をなし、北方には横島附近の新地に要害の森を設け、高瀬の繁根木八幡に防禦の顧慮を以て設備を加へ、鹿本郡廣村の徳永寺に軍事設備を施し、植木南方より木留に通ずる一里餘の凹道を掘開し、其他幾多の天險を控へ、東は二重峠、南は三太郎越を有し、加ふるに從來各地に在る城を以て、國境監視の第一線とするを以て、肥後國內への侵入は容易でない。況んや、本城攻撃に於てをやである。實に當時としては金城鐵壁、難攻不落

で、防備の用意至れり盡せりである。清正は築城に非凡の技倆を有し、併も從來に於ける幾多築城の経験と歴戦とは、其知識を益々豊富ならしめ、特に熊本城は自己の居城として、且つは遠大なる目的の爲め、殆んど其理想を實現せられたものとして見るべきであらう。故に單に要害の堅固なるのみならず、其工事に於ても頗る堅牢にして、清正の人格と時代の精神が、躍如として偉觀を呈してゐるのである。三百年後の西南役に於て、官軍が此の城を嬰守した爲め、賊勢をして中原に波及せしめず、新興の我日本をして大亂に至らしめなかつた熊本城の功績は實に赫々たるものである。日本國下何處に此の如き城があるであらうか。之が爲め主要なる建築物は焼夷せられ、一部の佛を留むるものは宇土櫓、其他僅少の建物である。而かも此櫓は十年役には籠城司令部となつたのである。然も現時は腐朽頽廢して悲惨の形態にある。斯る意義深き歴史あり光輝ある城址は、我肥後人の以て大に誇るに足るべきものである。之れを現状の儘に委して置くことは實に忍びざる所である。抑も城廓なるものは、外國にありては専ら都市港灣等の防備のため用ふるものであつて、近くは支那、朝鮮の城比々皆然りである。従つて都市若くは港灣を圍繞して築いてあるが我國の城にありては侍屋敷のみが城郭内にあつて、城下の市街は殆ど丸裸である。故に一

朝有事の日は眞ツ先に戦禍を被るのである。我國に於ても戦國時代には市街を城郭の内に設けたが、漸次住民の繁榮に伴ひ、郭内に收容し切なくなつたので、茲に城下の稱を生ずるに至つたと云ふことである。元來築城の目的は、術工物の力を藉りて抵抗力を増加し、市街港灣物件等を保護するに在るので、言ひ換ふれば城は物に附隨して築かるゝも、我國にありては城が主となつて、物が附きものである。即ち戦の目的さへ達すればよいと云ふのが、此の時代の思想であるから、市街の保護とかいふやうなことは、餘り眼中になかつたやうに思はれる。しかし既に城が出来れば、生活其他の上に市街が必要となる。熊本も清正の築城の時代は、部落點在せしのみで、新町地方に多少の町家があつたやうだが、清正入城後、前の古町村宮寺附近の古府中の寺院商家等を移轉せしめ、年月の経過と共に熊本城を中心とし、今日の如く發展したもので、清正ありて熊本城あり、熊本城ありて熊本市街建設せられた譯で、清正は又熊本市街建設の恩人でもあるのである。

七 清正民政の實を擧ぐ

肥後は天正頃までは戦亂相踵ぎ、兵火掠奪盛んに行はれ、且つ五十餘の土豪各郡各地に割據し、公共的事業の如き、各利害關係を異にして容易に行はれなかつた。特に治水工事

の如き然りて、堤防決潰して水田荒廢に歸するも復舊は行れず、有利な水利事業も力足らずして實行が出来ぬといふ有様であつた。然るに清正入國と共に、新に郡に郡奉行を置き又舊きに因りて郷莊の制を建て、一郷一莊に長を置いて、之を大莊屋と云つた。即ち、古の郷長である。諸領主は加藤家の臣となり、或は家亡び、又は國を去りて、他家に仕ふるに至り、國內は全く靜穩に歸し、政令嚴命にして然も寛なるを以て、人民は悦服したのである。而して入國早々から治水事業を起したのであるが、當時にありては、今日の如く商工業は發達して居らず、國の本は唯一つの農にあつた。故に國力を培養せんとすれば、治水灌溉開墾を以て急務とするのは謂ふまでもないことで、當時朝鮮征伐やら熊本城の築城やら、財力勞力を費すこと尠からず。慶長八年には、清正江戸市街の修築を命ぜられ、同十一年には江戸城修築を命ぜられ、又十四年には名古屋城の構築を命ぜらるゝなど、益々經費多端であるから、益々民力涵養の必要があつたのである。

一方清正は、治水には築城同様、又非凡の智識を有して居られたのである。清正は兵を塚原卜傳に學び、軍律を折野彌次右衛門に習はれ、又江村專齋、那波道圓、笹屋宗間の諸碩學を聘して經書を講じ、惺窩につき論語を學ばれしことを聞くが、未だ曾て治水や土木

を研究せられたことを聞かないけれども、彼の如き深謀遠慮の人であるから、何處にてか、研究せられたかも知れない。しかし要するに天才と見て差支ない。従つて此方には趣味も深かつたであらうが、入國直後から殆んど死に至るまで、寢食を忘れ、直接自ら共事業を監督指導し、常に乗馬にて何れの地方にも日歸りて往復し、供廻りの人数も極めて少く、或は庄屋の宅を訪ひ、時には庄屋の寝込みを襲ひ、現狀に臨んでは床几に倚るといふ風にて、極めて民衆的政治、極めて平民的行動を發揮せられ、五十四萬石の國主としての行動とは思はれぬ様であつて、中々殿様式ではない。これ公の、幾多戰場に於ける鍛練修養の結果かも知れぬが、兎に角當時の淳朴な民風としては、此の一事を以てしても感泣せずには居られなかつたであらう。而して共事業たるや、今日の眼から見ても如何にも大事業である。其工事は如何にも堅固にして、學理的であり、萬世不易である。清正の治世二十一年間に、肥後の石高は五十四萬石より七十餘萬石に増加したと云ふが、水害、旱害等の除去を精確に加ふるを得ば、恐らくそれ以上であらう。實に清正は肥後中興の名君であり、大恩人である。(石高に付いては他に説があるが姑く上説に従つておく)。今其の治水灌漑新地開墾の主なる事業の概要を示せば、左の如きものがある。其他多々あるけれども、之は

略するが他は推して知るべし。要するに肥後の治水灌漑新地開墾は、殆ど清正時代に完成したと云つても過言でないのである。

(一) 菊池川(高瀬川)流域

築池井手 隈府町の南部を流通する井手にて町の東菊池川より分水せるものにして隈府附近一邑十二村に亘り灌漑し凡數千百町に及ぶと云ふ

藤公井手 水門は三岳村大字寺島に在り八幡村杉を経て同村石村に達し更に熊入に入り山鹿に達し同町宗方竹林寺を経て大道村字中村に至り灌漑地百六十九町に及ぶ

行末塘 玉名郡扇崎村に堤防を築き墾田を開き行末繁昌の意味より行末塘と稱す堤の長二百八十間堤内の新田凡そ百町餘なり朝鮮役清正に従ひ歸化せし鮮人を居住せしめ其子孫今尙ほ連綿たり

池河原塘 玉名郡長洲町の東北に在る二町七反餘の大用水池にして荒尾手永十一ヶ村の灌漑を爲し旱害を救ひ宇土の立岡の池に等し

横島の石塘 高瀬川河口を開き堤防を築き新地をつくる八百餘町此堤防を築くや人柱を埋むるも潮を止むる能はず法華經を誦する百萬遍にして潮を止むるを得たり經留塘の名あ

り（横島山と久島屋の中間に在り）

長洲の松原 長洲より筑後境迄二里餘の長堤に上方より種松を取り寄せ植ゑたる防風林なり軍事上の目的もありとか

清正公井樋 伊倉町附近に在り清正公井樋と稱する閘門あり

唐人川 高瀬川と久島横島の間を流れ海に入りしが清正改修して高瀬町の前より大野牟田を経て大濱小濱の間に疏し海に入らしめ兩島の間を埋築し新村今村を作り且つ海邊廿一ヶ村の入江新田を創め廣大なる耕作地を得たり唐人川は此間に流れ灌漑と排水とを利し此地域に寄與す嘗て明人來泊のことありしを以て俗に此名あり

(二) 白川流域

瀬田堰 灌漑用の爲め大石のある瀬田を選び堰を築き井樋を設け二百六十九町五反餘の灌漑をなす堰の幹根とする大石が存し兜石と稱す、今の下井手が之である、上井手は清正が着手し忠廣を経て細川氏に至り寛永十三年竣工し堀川ともいふ

馬場楠堰 沼山津手永馬場楠村に堰を設け井手を堀つたが此の井手筋に堀割がある、兩岸の高さ十餘間、此處の井手底は灰石で十間毎に岩を堀抜き其上を石橋とし此處に水を溢

りて水流を激せしめ土砂を沈滞せしめない装置で此の如き装置を施す九十九個とか俗に鼻抉ノヅと稱し今に土木工學上の参考となつてゐるが此の灌漑の爲め大津、沼山津、本庄三手永の畑變じて水田と化するもの九十五町四反歩に及ぶといふことである

白川の水取堰 總數廿九ヶ所にして灌漑地域三千五百町歩に及ぶこれ皆天正十六年より寛永九年迄四十五ヶ年加藤氏時代に完成したと傳へらるゝも記録がない

石塘 坪井川は今の古川町の所にして白川に合してゐたのを堀り替へて井芹川に合し海に入らしめ水運の便を開き又慶長以前白川の堤防出水毎に決潰し井芹川に侵入し土砂を伴ひ池田、横手兩手永の田地を荒廢せしめたので石塘を築き此の害を除去し兩手永の田地四百餘町歩をして水害から免れしめた

(三) 緑川（御船川）流域

鶉の瀬堰 甲佐谷に緑川、佐俣川の二流がある、清正は之を合して一流しとし鶉の瀬（甲佐の上流約一里に在り）に大堰を設けた、鶉の瀬は甲佐、矢部、砥用諸郷の溪流を吞める緑川の奔流岩に激して凄壯の觀があるが此の水が分れて鶉の瀬の大井樋に通じ甲佐郷一帯の灌漑をなし特に良米を産するに至つたと云ふことである

御船川改修 益城の水託麻を浸し水害凡そ七百町歩に及ぶので新川を堀つて御船川を之に通じ緑川に注ぎ八龍塘、大名塘等を築く堤防成りて約七百町歩の田地は水害を免れた(御船川はもと今城と小坂村の間から流れ上六嘉村の東北地区に於て甘木村西方に至り江津川に合してゐた)

若宮堰 御船町より上流に於て御船川に井樋を設け邊田見一圓約三百町歩の灌漑をなす

大名塘 八龍塘(御船街道上嶋と御船間の御船川堤防)の下流にて大慈禪寺河原の上流區域にあるのを大名塘といふ、國中の大名に課して築かしめ頗る堅固である

清正公堀 益城郡杉合村廻江村にあり、清正新村を開き灌漑用として此の堀を穿つたものであるが底深うして水多く本村は荒蕪地を開墾し農民を移住せしめた

永村横塘 益城郡杉合村字永村にあり、本塘は坂本より千原村迄著町に續き洪水の時増水漸々と上り水勢を殺ぐところである、其下千原町著永村まで緑川の幅大に廣く此處に古田の内に築堤し川幅を廣め其川内に古田がある、その廣口から古の川筋に取附けて眞横に土堤を築いたのが永村の横塘といふのである

大曲 緑川最下流の大曲りは清正緑川改修のとき新に堀らせたもので其理由は潮の上り

を成るべく上流に及ばさない爲めである

笠岩新地 宇土郡網津村字笠岩にあり、清正緑川を修し其海に注ぐところ海潮笠岩の麓を洗ふ邊に堤防を築き新地八十四町餘を得た

立岡の池 宇土郡花園村立岡に在り、清正の堀穿せしもので周圍一里餘、熊本縣第一の大池で其灌漑區域二千町歩に近い、清正は其他に尙六個の用水池を造つたといふ

(四) 球磨川流域

八字形堰 八代町の上流にして遙拜山、麓町の間、八字形の大堰左右の總間數三百八十七間、大石を以て疊み八字形の頭に船通を明け南は高田在の田水に、北は高田手永數十ヶ村、種山、野津手永に懸り廣大の灌漑をなし双方共に屈強の井樋を二重に設け其灌漑田地二千二百三十六町餘である

萩原堤 清正の重臣加藤右馬允麥嶋在城中の築造にして植うるに松と櫻を以てし麓から海口に至る二里の長堤である

以上の外詳説すれば尙ほ幾多の工事と特色の施設があるけれども興が渺いから之を略するが、要するに主なる治水灌漑新地の開墾は悉く清正の手に成ると云ふも過言ではない。

八 清正と神社佛閣

清正是頗る信佛敬神の念に厚かつた人である。當時の諸將は何れも宗教には冷淡ではなかつた。而して天主教の信者も少くなかつた。清正の入國時代の九州は大に天主教が流行してゐて、肥前の大村氏は世々天主教である、有馬氏も然り、長崎は秀吉の九州征伐時代までは天主教僧の寺領であつたとの事である。兩豊、兩筑の四國は大友宗麟の爲めに信者多く、豊後はその巢窟とも聞えた。薩摩にも多少は行はれたやうであり、肥後に於ては、天草はバテレンの隠家にして、全嶋殆んど教民であつた。而して小西行長は最も熱心な天主教信者で、八代の麥嶋に天主教の一寺を建立し、己の領分たる肥後の南半部には、其領主たるの威力を以て、神職僧侶に壓迫危害を加へ、神社佛閣を燒夷破壊するといふ亂暴狼藉を働いたのである。斯かる間に處して、清正是毫も自己の信念を動かさなかつた。清正の神佛崇敬者であることは、戰時に臨んでも、土工に際しても、能く現はれてゐる。朝鮮出陣に於ける藤崎八幡宮への祈願、京都本國寺に於ける讀經や、朝鮮征伐中常に題目の旗を翻したるが如き、又横嶋の石塘築造に際しては法華經讀誦の力に頼り、八龍塘を築くに當りては八龍大明神を祈りたるが如き、其の例は少くない。特に入國以來、神社佛閣の奉仕に

力を盡し、小西の暴虐を被りし地方に於ける社寺の復興に努められたのは、國民精神國民思想の上からも、最も感謝に値するのである。八代地方は清正を祭つた加藤神社が頗る多い（予の一寸調べたものによるも十社ある）。之れ單り清正の水利事業に對する報恩感謝のみとは思はれぬのである。清正是元來法華の信者である。肥後入國と共に日眞上人と云ふ人を招請して、熊本城下に一つの法華寺を建立し、其郷里の宗教、家庭の宗旨たる日蓮宗を尊奉し、其の信念の固きことを示したのである。之れが本妙寺の始めで、其後慶長五年十月、更に大阪の菩提所本妙寺を熊本に移し、日眞上人をして住持たらしめ、近衛信尹公の尊奉により紫衣を賜はつた。此寺は元法華坂にあつたのを、清正薨去の時、嗣子忠廣が靈廟を現在の位置に建て、慶長十九年本妙寺も此地に移つたのである。斯の如く、清正是佛教に對する信者であつたと共に、神に對しても然りであつた。特に立田山に豊國大明神宮を建て、秀吉を祭られたのである。蓋し之は、清正が他の一般的神社に對するよりも、最も意義あり、最も感激に充ちたる象徴とせねばならぬが、其位置は大抵承知してゐられる今の配水池の上方で、熊本城と對峙し、城よりも高く、西は有明海まで遠望される地であつて、今は僅に其趾を認むるに過ぎぬが、清正創建の時は莊麗な御宮であつたことが思は

れる。泰勝寺の杉馬場は、此豊國大明神の馬場であつて、其の兩側には花卉類をスツカリ植ゑて、花時などは出浮が大分賑やかであつたとか。清正が朝夕城上から拜んで、報徳謝恩の誠を捧げらるゝには恰好の位置であつたのである。

思ふに宗教の争ひは、惹いて國の大亂を醸す。清正が若し小西の如く天主教信者であつて、神社佛閣等を破壊するやうな行動を取つたら、夫れこそ大變であつたであらう。清正は古來の宗教を棄て、俄に外來の宗教に宗旨變へするやうな、輕薄な人でなかつた。四面皆天主教といふ如き大流行の中にありて、迫害といふやうなことは全く眼中になく、毅然として信佛敬神の一念を固くし國民をして信仰の依るべき方向を惑はしめず、國內をして安穩ならしめたばかりでなく、本妙寺をして九州に於ける法華の本山たらしめ、茲に法華の中心をなすに至らしめたのである。即ち法華宗は實に清正によりて九鼎大呂の重きをなし、其法門に光輝を加へ、其傳道の羽翼を伸ばしたと云はしむるに至つては、實に偉なりと云はねばならぬ。而して之が清正の如き偉大なる人格によりて始めて行はるべきことである。加藤神社が全國遍ねく分祀されて居るのは、單り其人格の大なりしのみならず、此法華の力なりとも云ふのである。

九 清正の卒去

徳川家康は着々と其地歩を固めて天下の實權を握り、豊臣家に對する壓迫は年を追うて露骨となり深刻となつたのである。而して慶長十六年には、秀頼と京都二條城に於て會見を申込んだ。これは中々難問題である。豊臣家より見れば家康は一つの家老に過ぎなかつたのであるが、會見といふも其實は謁見であつて、君臣その位置を轉倒したのである。如何に家康より難問題を持ちかけるかも知れぬ。如何なる陰謀があつて、如何なる變事の生ぜんとも測られぬのであるから、甚だ危険である。大阪では種々評議もあつたが、清正の意見は、家康の意に反くことは不利である、隱忍自重するに若かぬのであると、遂に秀頼の母君を説いて實行することゝなつた。そこで清正の責任は益々重きを加へたのである。往復の警備から會見に至るまで、終始秀頼の身邊に影の形にそふ如く附纏うて、無事に會見は済んだのであるが、大阪歸向の船中で、徐に懷中から短刀を取出し、吾今日漸く太閤の洪恩に報ゆることを得たとて、長大息せられたさうである。これ清正が最も重大なる時局に際し、最も重大なる使命であつて、其の慘澹たる苦衷は千軍萬馬の間に馳驅せらるるより數等苦しかつたであらうことは察するに難からぬのである。三月此の會見が済んで、

暫く大阪に滞在し、五月下旬歸國し、其途中に病を得、六月廿四日遂に卒去せられたのであるが、此二條城の會見が豊臣家に對する最後の御奉公であつたことは、實に不思議の運命である。但し毒殺説の如きは信するに足らぬことである。

清正病氣の報國內に傳はるや、舉國憂慮し、天を仰ぎ地に伏し、己れの壽を減じて其死に代らんと神佛に其の恢復を祈る者もあつた。一朝訃音が傳はるや、國中の士農工商、何れも慈親を失へる心地して悲嘆に暮れたとは左もあるべき事である。

廟地發星山本妙寺は熊本城に蒞んでゐる。清正の最期は決して安心して死ななことは出来なかつたであらう。隨分心残りが多かつたことであらう。年は未だ五十の盛りである。嗣子忠廣は未だ幼冲である。大小の差こそあれ太閤の末路にも似てゐる。病のため舌がかなはぬやうになつて、何の遺言も遺書もないのが眞とすれば、一層憾みを遺されたであらう。城は豊國大明神に對し、廟は熊本城に蒞む。彼此對照して何を語るのであらうか。清正の死後廿一年、即ち寛永九年六月に、忠廣は一場の喜劇的事件より廿一ヶ條の難問を持ちかけられ、遂に出羽國庄内といふ處に謫居を命ぜられ、肥後と加藤家の縁故は切れたが、千歳の後に至るも尙切つても切れぬのは、公清正の遺された偉業である。

十 結

公清正の一世を通觀するときは、徹頭徹尾、奮闘努力を以て終始し、眞に東奔西走、南征北伐、席温まるに追がなかつたのである。公は青年血氣盛りの、血湧き肉躍る二十歳の時から、始めて戰場に出でたのであるが、その終焉は五十歳であるから、三十年間が即ち公生涯である。最初の三年間に單騎格闘の勇を現はして、現時の中隊長格ぐらゐに進み、之より一部の將として、攻城野戰に従ふこと五年、天正十六年、公廿七歳にして、一躍して肥後半國の領主となり、師團長格に昇進されたのである。これより愈内治外戰といふ多忙の時期に入つたのであつて、玉名の治水事業は、入國後二百日を出ざる内に着手された部分もあると云ふから、以て一斑を知るべきである。而して民政未だ充分緒につかざる内に、早くも朝鮮征伐が起り、一軍の先鋒として、大いに我武を海外に輝かし、從軍七年間、今日の朝鮮内地の現状から見ても、吾人出征の經驗よりしても、當時の外征が如何に艱苦缺乏の甚だしかつたか窺はれる。伏見大地震のとき、秀吉が清正の蹙れた顔を眺めて、外征の苦しみを思ひ、涙を流されたことに見ても想察される。併し今日のやうに、出征すれば單に戦ひのことばかりに従事すればよいと云ふ譯には行かぬ、又國中の留守のことも氣をつ

けねばならず。之は後年江戸大阪に上られ、或は他の城普請など命ぜられて、留守の時も同様で、種々清正の留守居の者に遣はされた手紙を見ても明かである。外征歸國後は、愈天下多事となつた。豊臣家を立て、秀吉の洪恩に報ゆるには、如何にせば宜いかと云ふ大問題が出来た。これが公の死する迄の苦衷であつた。一方には新居城も築かねばならぬ。國內は疲勞荒廢してゐる。大に善政を施して民力を涵養せねばならぬ。事業は頗る大である。打委せて置けるやうな技師は居らぬ。常に自ら直接監督せねばならぬ。家康は諸侯を疲弊せしむる政略を以て、城普請やら何やら、種々の難題を持ちかけ、厭とはねつける譯には行かず。時々には御機嫌伺ひに江戸にも行かねばならぬ。大阪にも寄らねばならぬ。實に多事多端である。熊本城が出来てから、御花畑を造り、此處で政務の餘暇、時々城内から出て茶の湯とか連歌とか俳諧とか催して、僅に楽しんでやうであるが、之も心からの好きでもなかつたやうで、一つは徳川に對する政略であつたかも知れぬが、然し決して武弁一偏の方ではなかつた。能樂も好きであつた。歌舞伎も好きであつたが、眞に英雄閑日月なしと云ふがさうであつた。即ち公の最後の十年間は戦争はされなかつたが、豊臣家の爲めと、我が肥後の爲め、全幅の心力を傾注して、苦心し努力せられたのである。實に公

清正は、武士道の權化、武士の典型、國主としての名君である。至誠一貫、君に奉じ民に施し、戰陣に臨んでは勇壯無比、戦へば必ず勝ち、攻むれば必ず取るも、武士の情は常に忘れず、資性實篤にして、機略縱横と云ふ如きは長所でないが、深謀遠慮ありて、穩健着實である。その徳川に對するや、毫も乗すべきの間隙を與へず。その土木の事業たるや、實に堅實で、今人尙及ばざるの設備がある。其他神佛を尊んで頗る信念の固き所がある。能く人を用ひ舊誼を重んじ（立花宗茂を優遇せられし如き一例である）、儉素自ら持して其範を示し（洗濯したる小袖を着し障子の如きも切り張されてあつたとは其の一例である）、其心を政治に用ふるや頗る民衆的にして（城内公の居間は玄關の側に設けありしも其の一例である）、晩年は特に文學に志ありしとか。尙ほ善行佳言は枚舉に遑ないのである。實に文武兩道、智仁勇兼備の人格者であつて、其の全人格を象徴すべき記念物は、之れを熊本城に求めずして何くに求めんやである。

熊本城陸保存會の起りし趣意は實に此處に在りて、吾人は實に近來の美學として双手を擧げて賛成する一人である。反對者は云はん

一、城壁さへ存すれば櫓の如きは今更保存の必要なし

- 二、櫓を保存したとて世道人心に如何の感化を與ふるや城壁あれば可なり
- 三、宇土櫓は名の如く宇土城の櫓なり、眞の熊本城の櫓ではない
- 四、此の如き不生産的の事業に多額の資を投ぜんより社會的生産的の事業が澤山ある
- 五、經濟界の不況で時期が適當でない、縣市は財政に苦しんでゐる
- 六、政府の所有物である
- 七、國庫で保存すべきものである

一應御尤もの意見であるが、予は此處に議論がましく一々反駁することを好まぬのである。今まで述べ來つた事で、精神趣旨は明瞭であると思ふ。只一言すべきは、宇土櫓は正公の戦利品とも云ふべきもので、之を守りし小西隼人固守して下らず、關ヶ原に西軍敗れて行長死すと聞き、此上は戦ふも益なしとし、部下を助け自己は自殺すると云ふ條件附で清正に降り、清正は其の約を實行して宇土の侍を熊本に連れて之を抱へ、宇土小路に住まはせたのである。斯の如き格別の歴史を有するのみならず、一面より云へば肥後統一の記念櫓であり十年役の籠城司令部跡であるから、尙更保存の必要を感じるのである。而して今や一日も之を放棄すべからざるの状態にあるが、取り敢ず此修繕さへ出來れば、將來

は社會的に民衆的に役立つやうにする考へもない。結局の問題は金といふ事に歸着するが、縣市民の奮發さへあらば、此不況時代にありても五萬や十萬の金は出來得るものと見てゐるのである。現状にては他國の人に對しても面目でない。國民精神涵養の上からも面白くない。清正公の靈に對しても氣が濟まぬ。切に縣市民一般諸君の奮發を仰がなければならぬのである。此の如き意義ある事業が不成功に終る如き事あらんか、我が縣人の精神的破滅と云はざるを得ないのである。

詠加藤公

元田東野

六尺之孤可以託。	百里之命可以寄。	臨大節而不可奪。
可以評此公心事。	此公已是一世豪。	攻城野戰獨賢勞。
絕海孤壘飢至骨。	叱咤罵虜々遁逃。	歸來自首捧遺孤。
豐家在亡僅一毛。	匕首仰天酬舊主。	天神泣兮人鬼號。
猶有餘力堪經國。	節用愛民々足食。	治水築城存功澤。
百世不忘公威德。	嗚呼忠勇豈髣之絕倫。	君子人歟君子人。

熊本市及び熊本城の變遷

文學士 平野 乍

— 52 —

熊本市——特に最近十數ヶ町村を併合して、廣大な地域を抱擁する近代都市の一となつた大熊本市も、昔は白川の北岸を限つて、新町・古町方面、及び坪井・京町方面だけに限られて居た、城郭中心の城下町に過ぎなかつた。文化年間の記録に依ると、『熊本内、道のり』として、

東西一里。南北一里餘。

出京町構口より大手の城門迄、八百九十一間。

長六橋口より右同所迄、八百六十二間。

とある。迎町や新屋敷町が熊本市内に編入されたのは、近々明治十二年の事である。その以前、少くとも舊藩時代に於ては、本庄・春竹・本山・大江などの、城南一帯の地方は、

全く熊本郭外の田園村落であつた。尤も、迎町だけは細川公寛永入國の後、やがて新設せられたものと見えて、

御入國の後、侍屋敷不足につき、上の通町・下の通町の町を引き、長六橋外、在地の所に引き方に成りたるを、今、迎町と云ふ。

と同じ記録に見えて居り、『肥後國誌』にも、

迎町寶町、もと本庄の内。寛永二十年、除郡屬、准府町。

とある。迎へ町は向へ町であらう。熊本城下の向への町で、古い國語で云つたら向ひの町といふべき所を、肥後式にむかへ町と呼び習はして來たものらしい。其の名残を留めて居るのに向榮校があつたが、今は本山校と合して向山校となつて居る。向榮橋といふ小橋もある。共に熊本市の古い歴史を物語る、面白い名稱である。

○
舊藩時代の地圖を見ると、白川の南岸には、この迎町の一郭と、外に二三の士族屋敷とがあるばかりで、他は純然たる農家ばかりの寂しい村落であつたらしい。現今本庄小學校の附近を中原といひ、醫科大學の附近を西原と云ひ、尙綱校の門前あたりを山畑といふ

のなどは、當時の名残を示す古い地名である。さうして、これ等の村落林野を前にして、熊本の城下町は、白川の北岸一帯に儼然として蟠居し、長六橋を南の表玄關とし、出京町の構口を北門の鎖鑰として、猥りに他人の舐聲を許さずといった風に、嚴重に構へて居たのである。當時、白川には、橋といふものは、長六橋（土橋）一つで、安巳橋は近く安政巳の歲になつて、低い小さい板橋が架せられたものに過ぎぬ。大體に於て、白川は熊本城下の東南面に對する、重要な防備の役目を勤めて居たもので、斯の大きな白川が、蜿蜒として帶の如くに、東南西に引きまとうて居た事は、加藤公の熊本築城に際して、深い考慮の中に加へられた有力な一條件であつたと思はれる。

○
長六橋の内側即ち北詰には、枳形の構へがあつて、辻番所があり、有明燈といつて、終夜燈火を絶やさない警備の燈籠があつた。熊本城下の重要地點三十餘箇所に設けられた辻番所の中、この有明燈の設備せられた所が僅か十ヶ所に過ぎなかつたのを以て考へると、此の長六橋の構口が、城下の南玄關として重大な意義を有して居た事が分る。さうして、遠く宇土・川尻方面から走つて來た薩摩海道、及び矢部・御船方面から通じて居る日向海道

は、迎町から此の長六橋を渡つて、河原町・古川町・唐人町を通り、現今の明八橋（明十橋はまだ無かつた！）、のところから新三丁目に入り、二丁目・一丁目と北に進んで、更に藤崎臺を西に廻り（今の新坂もまだ無かつた！）、輻重隊の門前から百間石垣の下を過ぎ、新堀門をくゞつて京町に出で、それから出京町を通つて、植木方面に通ずる所謂豊前海道に連絡してゐたものである。

○
新三丁目の南端即ち今の明八橋の北詰には、堅固な枳形の石垣があつて、そこには所謂新三丁目御門といふ櫓門があり、例の有明燈をつけた嚴重な辻番所があつた。また新一丁目の東北端、即ち法華坂下の入口には、城内へはいる所謂新一丁目の御門があり、これから法華坂を登つて、今の陸軍教導學校の西門、即ち所謂住江門から百間石垣の西端、即ち所謂二の丸門に出ることも出来るやうになつて居た。然し薩摩海道の本通りは、前にも述べた通り、藤崎臺を西から北へ廻つてゐたやうで、藤崎臺は此の街道の右手に當つて、樓門・廻廊・中門・石鳥居その他連歌堂・御輿屋・經堂・地藏堂・彌勒堂及び大小の末社を合せて儼然として鎮座して居られたのである。その表參道になつて居た西方の石階が、今でも臺

地の一端に名残を留めてゐるが、古い圖面によると、此の正面石段の南寄りに、スバラしい大きな樟樹が一株植わつてゐたやうである。現今あの臺上に連なつてゐる樟樹群も、随分大きなものばかりであるが、あれなどは當時眼中にもなかつたのか、全く圖面にも出してゐないのに、正門前の一株だけは圖抜けて大きく書いてある。何時の頃どうなつたものか知らぬが、今まで残つてゐたら頗る壯觀であつたに違ひない。尤も現今残つてゐる彼の臺上の樟樹群も、好箇の天然記念物で、既に内務省から指定にもなつて居り、同省の『史蹟名勝天然記念物調査報告書』に、曾て三好博士が發表せられた文中にも、

本樹群ノ最大ナルモノモ、幹ト根トノ境界線ヨリ五尺ノ上部ニ於ケル周圍、三丈内外ニ過ギザレドモ、幹ノ高サ百尺ニ達シ、樹勢頗ル壯大ナリ。此ノ如ク樟ノ大樹ノ群列ヲナセルモノハ稀ナルニヨリ、天然記念物トシテ指定セラレムコトヲ望ム。

とある。其筋の標木も建設せられ鐵條網なども張りまはしてあるのに、柵の棒杭を引抜いたり、樟樹の皮膚を傷けたりして、この學術上からも、郷土の歴史の上からも貴重な天然記念物を、亂暴に取扱ふ者のあるのは残念である。これ等は市民の公德心に懇へ、特に地元人士の同感愛護によつて、其の完全な保存を期して行きたいものである。

いはゆる薩摩海道及び日向海道が、迎町から河原町・唐人町を通つて新町方面に入り、京町方面からやつて来る豊前海道と、同地方に於て相會して居たのに依つても想像される通り、當時の重要な市街地は、多く熊本城の西南方面に密集してゐた。いや、市街地としては、この西南方面ばかりであつたと云つてもいゝ位で、この外に坪井方面に少しばかりの町家と、出町・京町に少しづゝの町家があつたばかりで、熊本城下の主たる市街地は、新町・古町方面に限られてゐたと云つても差支ない位である。さうして山崎町方面から今通町・高田原・千反畑・坪井・竹部方面にかけての殆んど全部は、いはゆる家中の侍屋敷であつた。尤も斯の侍屋敷は、單にそれ等の下町方面のみに限らず、熊本城内及び京町臺の各部にもギッシリ立並んで居たもので、例へば現今の幼年學業校跡・教導學校・輜重隊・藤崎臺・古城・兵器廠の各部から、京町・出町方面にかけて、到るところ整然たる屋敷割の下に、大小輕重の知行取や切米取りの士族たちが、門を並べ藁を並べて邸宅を構へてゐたものである。随つて、此等の士族屋敷と町人屋敷との廣狹の比較は、八二又は七三の割合でもあらうか。兎にかく熊本城を中心として廣大な士族の住宅地帯が四方に充満してゐて

其の一隅又は一局部に、いはゆる商工業地帯が、一種の別天地を形成してゐた形である。其の純然たる封建式の城下町の状況は、今日の都市を見た目には殆んど想像も及ばない位である。それが明治維新の大變動によつ、さしもに截然たりし士族と商人との區別が、横斷的にも縦斷的にも、全然撤廢せられ去つた古今の變遷を考へると、『時』の力の恐ろしいのに驚かざるを得ぬ。高田原方面の御駕町・昇町・仲間町・鷹匠小路、及び坪井方面の長柄町・御弓町・十人衆小路などは、これら當年の名残を物語る歴史的の町名である。

○ 當時の市街地が、主として熊本城の西南部にあつた關係上、商工業の繁華の中心が斯の西南方面にあつた事は無論である。特に新町方面は城下の大手口にも相當し、最も整頓した當時の新市街であつたらうと想像される。元來新町といふのは古町に相對した名稱である。古町は、只今でこそ坪井川以南一帯の地を總稱して呼ぶ名稱になつて居るが、元來は加藤公築城の後、今の二本木町、即ち以前の古町村方面から現今の所に移轉して來たものである。二本木地方には曾て古町村の名稱が示した如く、古い肥後の國府と、それに附隨した相當な市街地とがあつた。それは中世以降、漸次に衰退に及んだとは云へ、なほ平安初期以來

の一國治府の中心たるを失はなかつた。清正公は、これ等古町地方の市店社寺等を、熊本築城に際して、今のいはゆる古町地方に引移されたのである。(其の最初の移轉地が、今の細工四丁目で、次に吳服二丁目、次に中唐人町だといふ)。さうして熊本城正面大手の城下町として、更に一部の新市街を建設されたのが、今のいはゆる新町地方である。さうして其の新町・古町ともに、謂はゞ當時の新なる都市計畫によつて設計せられたものである事は其の街區の状態の整然たるを以て見ても分るが、また其の市街の町名を見ても分る。即ち細工町・大工町・桶屋町・吳服町・紺屋町・米屋町・魚屋町・鍛冶屋町・唐人町・鹽屋町・職人町・檜物屋町など、各その職業によつて市區を分つてある。(これ等は坪井方面の商工業地帯も同様である)。職業以外の町名では、當時の地勢を暗示するかと思はれる松原町・河原町・古川町・川端町・小澤町・段山町ぐらゐである。河原町・古川町は、坪井川の本流が現今のやうに、熊本城の南邊をめぐつて流れて居なかつた頃の名残を示す町名だと信ぜられる。それは後で述べます。

○ 新町方面が當時の城下の大手町であつた證據は、元來熊。本。城。の。正。面。が。西。向。き。であつた事

から考へても分る。『何だ、熊本城が西向きだ？熊本城は南が正面ぢやないか！』といふ人は、現在の熊本市街に捉はれて、眞の熊本城の構造を理解せぬ人である。少くとも封建時代の熊本城は、西面に於て最も其の眞價を發揮し、最も有意義であつたのである。さうして、其の二の丸から城下の市街地へ出て来る正門とも云ふべきものが、今の教導學校西門から法華坂を下り盡した所にあつた、所謂新一丁目御門なるものである。

今の教導學校の部分には、東西に數條の大道が走つて居て、其の兩側に、長岡・沼田・田中、住江など堂々たる大士族の邸館が並べ、寶曆年間細川靈感公以後に於ては、其の東北の一郭に藩學時習館が存在して居た。さうして斯の教導學校正門（東門）から、空濠の間を越えて、一路西の出丸（今の彈藥庫）に突き當る所に、所謂大手の櫓門が構へられて居たのである。現今では空濠東側の石壘なども悉く撤廢せられて居るが、あの北方、幼年學校前面の石壘のつゞきがグルリと西方に廻つて居て、南方から来る石壘の突端と、將に並行線を形成せんとせる部分に於て、大手の城門が南から北へ抜けられるやうに構築せられて居たのである。寛永九年十二月、細川忠利公がはじめて肥後一國を賜はつて、豊前小倉から熊本城へ入られた時、

同十二月九日、豊前小倉御發駕。同十三日熊本へ御入城。御先御鐵炮頭、井門龜右衛門、寺尾左助、切火繩にて、大手へ御着の時、龜右衛門差圖にて、鐵砲打放し申候由。大手御門けはなしを御頂き被遊候由。

同月廿三日、三齋公、八代より被成御出府、大手の脇、杉垣の所より御下り被遊候故、忠利公、其儘御召被遊候様にと被仰上候へ共、右之通にて御登城云々。（堀内傳右衛門旦夕覺書）

とあるのを以て見ても、如何に當時の大手門なるものが、城郭に對して神聖なる意義を有し、且つ重要な役目を成して居たかゞ分る。今や城門も石壘も殆んど破毀し盡されて居るが、（これを破毀したのは鎮臺司令長官時代の桐野利秋であつたと云ふ！）、幸ひにして右手の石壘と城門の礎石とだけは、舊形のまゝで残つて居る。此の礎石だけでも鄭重に保存して置きたいものである。私は、大手の城門を顧慮すること無くして熊本城の眞價値を理解することは、不可能であるとさへ思つてゐるものである。

話は少しわき道へ外れるが、茲に大手の城門に因んで、ゆかしい一つの挿話がある。前述、

細川忠利公が初めて熊本城へ入城された時、大手門前で下乗され、其處に新らしい筈を敷いて、衣冠着用の装束で御門の蹴放し（敷居の如きもの）を戴かれた。其時、忠利公の御冠の緒が門の蹴放しにかゝつたので、其以後は家中の面々、御冠の緒がかゝつた所だといふので、其の蹴放しの真中を通行することを遠慮し、妙應院（綱利公）の頃までは國主御自身すらも其所を跨いでは通られなかつたといふ。さて忠利公は、中尾山本妙寺はどちらの方角に當るか、と御尋ねあり。侍臣などから、斯く／＼の方角に當りますと、御答へすると、忠利公は遙に清正公の御廟を禮拜せられ、『多年御懇意に御交際を願つて居りました。が、此の節不思議な御縁で、當城を頂戴致すことになりました』と、泉下の清正公に御挨拶をされたといふ事である。

前に出した旦夕覺書の『十二月九日小倉御發駕、同十三日熊本城入城』とあるのは、日附が誤つて居るといふ説もある。それから井門龜右衛門、寺尾左助下知して鐵砲打放し云々、も事實が多少相違して居るやうだとの説もある、何れも細川家記に載する所であるが、茲に直接關係がある事でもないから委しい事を略する。

一、九日朝夜ふかく山鹿御立、熊本へ御入被成候云々。

一、（前略）忠利君御下乗、此所に而請取渡之御挨拶濟候と、御先足輕下知して火繩の火を消させ候。其時御門の蹴放しを御頂き、門々を過、御玄關の上に而石川主殿頭殿より、

御城内武具財寶の書記等御受取被成、天守の上段に御登り被成候。時に巳の刻比也。

一、又説に、十二月九日小倉御發駕、同十三日熊本に入城と有は誤りなり。爰に中尾山本妙寺の方を御尋被成、清正の廟所を遙拜なされ、多年御入魂なりしが不思議に當城を賜り候と、御挨拶に被及候と也。（細川家記）

○
行幸坂は、いふまでもなく明治卅五年十一月、特別大演習御統監のために、明治天皇が熊本城へ行幸遊ばされた際に開鑿せられたものであるが、其以前にも、ほゞ現在の坂道と一致する狭い急峻な坂道があつて、いはゆる下馬橋（今はたゞ昔の名残を留むる橋臺が行幸橋の少し上手に残つてゐるばかりである）から、あの榊形の石垣の間を通つて城内に登るやうになつて居た。これを南坂といつて居た。其の南坂の上端にも、亦大きな城門があつて、これが所謂南大手門（南門とも、南櫓御門とも呼んでゐたもの）である。それに對して北大手門と（北門とも北櫓御門とも）云ふのは、舊幼年學校の前面から陸軍法務部の横

手に出る、あの楯形の部分にあつたものである。かやうにして、南北兩大手門と、西方正面の大手門とに劃限せられた一郭は、一路ただちに本丸の城門に連なり、四周ことごとく石壘やら濠渠やらで圍まれて、頗る峻嶮を極めたものである、だから假令、二の丸の教導學校附近が敗れても、兵器廠方面が破れても、或は又幼年學校方面が陥落しても、斯の大[。]手[。]門[。]の一[。]郭[。]に敵軍が侵入し來ることは、非常に難事であつた譯である。彼の明治十年の戰役に、薩軍は破竹の勢を以て城の四周に肉薄して來たけれども、城郭其ものに對しては一指をも染めることが出來ず、たゞ彼の西部の突端に過ぎない段[。]山[。]の争奪戰に、多大の死傷者を出して、荏苒日を送つた程であるから、あれが更に進んで藤崎臺を占領し、輜重隊附近から百間石垣あたりに殺到し來り、更に南方、古城堀端から兵器廠・衛戍病院・教導學校附近にかけた一面の防禦軍を掃蕩して、驀然として大手の城門に肉薄し來らんとするには、更に幾十倍の優勢なる兵力を以てせねば、到底實現の望みはなかつたのである。然しながら城内では、それでも敢て差支はなかつた。少くとも戰況の推移如何によつては、段山と藤崎臺の一廓ぐらゐは斷然拋棄し去つて、二の丸（教導學校）以内を固守するだけでも差支ないと決心せられて居た事は、當時谷將軍の敢行せんと試みられた突圍の要綱を

見ても分るのである。谷將軍は開戰以來四十餘日の間、久しく官軍の來援を期待して居られたけれども、四月の上旬に至るまで、遠く砲聲を聞くのみで、未だ隻騎の熊本に入り來るのが見えない。愚圖々々してゐては兵糧彈藥の缺乏に陥り、ます／＼兵氣の沮喪を來すばかりである。そこで四月八日、自ら陣頭に立つて敢然として突圍の策を斷行せんと、決心せられたのである。其の時の突圍の要綱に、次の如き一節がある。

突圍の時に當りては、段山・千葉城或は藤崎等の守を廢し、二丸門・住江門を固守し一日亭跡より延いて縣廳に至る迄を守線として、二大隊を以て守城に充て、其餘を以て突圍に充つべし云々。

右の文中の一日亭跡といふのは今の衛戍病院に當り、縣廳といふのは古城の一郭、さうして二丸門といふのが教導學校の北門、即ち百間石垣の西端の楯形にあつたので、住江門といふのが教導學校の西門に當る。以て如何に、此の大手の一郭が有力な防禦地帯であつたかゝ分らう。此の西の出丸、即ち現今火藥庫のある一郭の、西南端の石垣の上には、坤櫓（未申矢倉）と稱する高い城樓があり、それと相對して幼年學校前面、濠渠を隔てた西北角の突端には乾櫓（戌亥矢倉）と稱する同じく高い城樓が聳え、其兩櫓の中間と、それから各

東方に延びた長い石壘の上には、何れも堅固な矢倉が構へられて居たのである。右の坤櫓の附近の石垣のカーヴなどは、特に巧妙な手法の下に築造されてゐたやうである。あの附近を通過する人々は、注意して見ていたゞきたいものです。

○ 熊本城の要害は、大體上述の如き部分だけで、既に外敵に對する十分の防備を成し得るのであるが、其の築城方法の最も精巧を極めて、而も雄渾壯大なる趣を發揮して居るのは、云ふまでもなく更に一步を進めた本丸の部分にある。現今、師團司令部の正門になつてゐる本丸の入口附近に、簡単な頬當御門といふのがあつて、更にそれから東へ入ると、宇土櫓の南方の、あの曲折した石垣の間に、豪壯な二層の櫓門があつた。これが、即ち本丸の正門で、所謂數寄屋丸御門と云つたものである。(あの南方の高い一郭が即ち數寄屋丸である)。斯の數寄屋丸御門以内の本丸一帯は、謂はゞ熊本城の奥の院ともいふべきで、假令大手門や西の出丸を打破つて敵軍が猛然として此の正門前に殺到して來ても、左右は深い空濠になつてゐるし、あの一條の通路を城兵が無茶苦茶に掘り割つて、それに逆茂木、亂杭など引きかけた上に、最後の城門をピシヤリと閉め切つたら、敵が如何に死力をつくして

吶喊奮撃を試みても、到底一步を城内に進めることは出來ない。左右の城樓からは、盛に亂射亂撃をあびせかける。石垣にでも這ひ付けば、上から大石巨材を投げ落とす。宇土櫓からも盛んに側射俯射を試みる。正にこれ楠公千早の城攻めの條にある――

城中の者ども少しもさわがす静まり返つて、高櫓の上より、大石を投懸け、楯の板を微塵に打碎いて、漂ふ所を差しつめ、射ける間、四方の坂よりころび落ち、落ち重なつて手を負ひ、死を致すもの、一日が内に五六千人に及べり。(太平記)

此時、城の中より切岸の上に横たへて置きたる大木、十ばかり切つて落しかけたる間將棋倒しをする如く、寄手四五百人、壓に討たれて死にけり。是にちがはんと、しどろに成りて騒ぐ處を、十方の櫓より指し落とす、思ふさまに射ける間、五千餘人のつはもの共、残すくなく討たれて、其日のいくさは果てにけり。(同上)

といふところである。斯の點に於て、此の本丸正面の防備は實に峻要を極めたもので、如何に精銳なる攻撃軍の威力を以てしても、到底この城門に接近することすら出來ない。さらばと云つて、本丸の北方、東方、南方などから懸つても、あの段々と重なり立つた數十丈の石垣の下から、容易に城内へ攻めのぼれるものでない。東方一帯はいはゆる城の搦手に

なるのであるが、此の搦め手方面の石垣の峻嶮にして重疊たるは、よく人の知る通りである。市廳舎附近の平地から數へると、最上段の本丸まで、四層の石垣が重なり立つて居り、天守臺まで加へると、ほゞ五段の層壘となる。何れの方面から見ても、熊本城の奥の院たる本丸内へ侵入して、たやすくこれを陥落させるといふ事は、到底當時の戦術と武器とを以てしては、不可能な事であつた。この點に於て、清正公の熊本築城に關する卓拔な見識と、優秀な技術とには、實に驚嘆せざるを得ない。其の天險を利用し人爲の巧を盡されたところは、正に千古の偉觀であると思ふ。

清正公、熊本御城、當時の奉行丸（いはゆる西の出丸、現今の彈藥庫所在地）を後に築出されて、御自慢有しと也。其御詞ぞ。『自身遠所に居る時、敵來て此城を責んに、此出丸を百日にてゑいやつと骨を折て取べし。其内どこからにても懸くべくは』との給ふ也。（中野氏『清正公傳』雜記）

然しながら熊本城の要害は、單に城郭それ自身の構造の堅牢精緻なるばかりで満足するものでない。それは更に、其の外廓の防備の、遠大にして、用意周到なる點に着目せねばなら

ない。實をいへば、城郭が本丸・二の丸・三の丸などに敵の猛襲を蒙るやうになつては、もはや最後の場合である。國土も人民も敵軍の馬蹄のもとに蹂躪せられて、城主と城兵との運命も、まさしく孤城落日の場合である。此の悲惨なる最後の運命を避けんがためには、城下をはじめて國の邊境に至るまで、それ〴〵嚴重な防備を四方に施して置かねばならない。この點に於て、清正公の築城觀、及び歴代細川氏の國防施設は實に周到を極めたものである。先づ熊本城の外郭からいふと、坪井川が近く城郭の東北から西南に向つて、帯の如くに流れて居り、西には高麗門一帯の水濠が城下町の外郭を成して居る外に、更に井芹川の流れるが、西北から西南に向つて蜿蜒として長蛇の如くに流れて居る。この井芹川と坪井川との二水を小澤町の西方で合流せしめて、石塘方面に落すやうにしたのも、熊本城の防備の一つである。元來、熊本城は、西面を大手とし、東方を搦手として築造されて居るが、東方搦手の要害堅牢なるに比して、西方大手の方面に於ては、自然の地勢の關係上、多少の弱點がないとは云へない。随つて本丸（師團司令部の一廓）——西の出丸（南・北・西大手門内）——二の丸（教導學校及び舊幼年學校附近）——藤崎臺（上下二段）——段山——といふ風に、西方の防備も凡そ六段の構へに仕組んであるが、それでも萬全を期せんがためには、な

ほ他の有力な一つの方法がないでもない。それが即ち、坪井川及び井芹川の合流による氾濫水防の策である。もと坪井川は、人も知る通り、御麻橋の附近から、今の市廳舎のほとりを流れ、いはゆる追廻田畑を南にぬけて、今の古川町・河原町方面から、白川に落ち合つてゐたものである。それを清正公が、熊本城の最も近い外郭の一として、今の洗馬町方面へ引きまはし、井芹川と合流せしめて、萬一敵軍襲來の場合には、この河流を北岡附近で堰き止めて、兩川の水を逆流せしめ、城外一帯にいはゆる水城のやうな、漫々たる湖水を現出させようとの計畫を立てられたものである。其の計畫を知つてか、知らずにか、明治十年の戦役に於て、薩軍は此の方法を逆用せんとして却つて失敗を演じたのである。當時に於ける熊本城防備の地圖（第六師團藏）を見ると、水は本妙寺田畑から、牧崎・琵琶崎・日向崎の東部一面を浸し、更に四方池臺の下から、筒口・横手の町一帯に氾濫して居る。さうして其の水が、更に東方に於ては、寺原田畑から材木町・流長院のほとりを浸し、なほ御麻橋の下流から、追廻田畑即ち電気館の附近まで氾濫して居る。薩軍では此の方法によつて、城兵を水攻めの苦痛に陥れ、更に攻圍の兵力を節約しようとして試みたものであるが、それが却つて城兵にとつて防備力の休養と節約とに便宜を興へ、更に一方に於て、救援軍

との聯絡を促進せしめる結果となつたのは、興味ある事であつた。この點に於て、三百年前の清正公の施設が、三百年後の西南戦役に於て、立派に試験済みとなり、而も優秀な成績を以て、見事に及第をした譯であります。

白川が熊本城下南端の有力な防禦地帯であつた事は、最初に述べた通りである。あの大きな川に、橋がたつた長六の土橋一つしか無かつた事などは、頗る注目すべき事である。さうして其の白川北岸一帯の城下に、二十數ヶ所の辻番所があつて、平時といへども嚴重に出入の警戒をやつて居た。時代は少し後れるが、文化年間に設けられて居た辻番所は次の通りである（『官職制度考』）。

城門外郭中所々辻番所

- | | | |
|---------------|---------------|--------------|
| 流長院構口——（有明燈） | 新堀門——（同上） | 出京町構口——（同上） |
| 長岡監物屋敷下——（同上） | 住江甚右衛門屋敷下（同上） | 一丁目門——（同上） |
| 長六橋構口——（同上） | 高麗門辻番——（同上） | 慶宅坂上門 |
| 新三丁目門——（有明燈） | 長岡圖書屋敷向 | 坊庵坂上 |
| 大木彌助屋敷 | 帶刀屋敷下 | 山崎口辻番——（有明燈） |

下馬橋
追廻田畑木戸口
所々役所八ヶ所

同所辻番
同中辻二ヶ所

同所南辻
同北辻

當時の記録によると、『他邦より入來る六十六部、虚無僧、巡禮、猿廻し、其他異色異形の者、城下街道の外、小徑に入る事を制す』とあり、随分嚴重に警戒を加へられて居た事が分る。當時は最早、天下も泰平久しく續いて居た時代であるが、やはり隱密などいふ幕府其他諸藩の探偵斥候などが、種々さまざまの變装をして密かに入り込んで來るので、斯やうに物々しい警備をふだんに怠らなかつたものと見える。況んや徳川初期、海内戰亂の餘炎いまだ全く終熄し盡さなかつた時代に於ては、如何に嚴重な警戒が施されて居たか想像に餘りあるのである。

序に、城内及び御花畑御邸に於ける番所は次の通りである。

○大番所(城内本丸)

○城内所々

耕作門 札門 手取口 數寄屋丸 煩當門 大手門 南北門

○公館

花畑表門 同裏門 裏須戸口 定番番 寶藏番

熊本城下を中心とした肥後國內の各方面に、それ／＼遠近の順序を追うて、數段乃至十數段の構を設けて、萬一の際の防備に當て居た事は、餘りに繁雜な程であるから、一々こゝに述べぬ。文化六年に取建てられた肥後國內の大小關門だけでも、凡そ次の七十七ヶ所になつてゐる。

上關 二十一所 中關 十八所 下關 三十八所 合 七十七所 (關名省略)

特に南方薩摩方面に對する防備の施設は、最も周到を極めて居たものゝ如く、加勢川・綠川の堤防から、宇土・八代を経て、球磨川一帯の防備線を越えると、遂に三太郎の嶮を控へて、佐敷・水俣の兩番所がある。徳川時代、一國一城の制のやかましかつた當時に於て、幕府が特に八代城の存置を許した事によつて見ても、南方の梟雄嶋津氏に對して、加藤氏又は細川氏の領有する肥後五十四萬石の大藩が、如何に有力なる牽制地帯となつて居たかゞ察せられる。而して其の五十四萬石の中心が、即ち我熊本城である。然らば則ち熊本城は、天正・文祿・慶長の當時以來、隱然として西海鎮護の大任務に當つて來たもので

徳川幕府三百年間を通じて、再び元龜・天正當時の如き、嶋津氏の九州一圓に亘る大活躍を現出せしめなかつたのは、全く我が熊本城の存在の餘力であると云つてよい。時は移つて、明治十年の戦役に、薩南の健兒は、再び旺盛として馬を中原に進めんとした。わが熊本城は孤城落日の間に在つて、尙よく其鋭鋒を挫き、新興日本の國運をして、よく其の紛亂より免れしめた。天が降せる熊本城の使命は、再び完全に遂行せられた。若し斯の熊本城なかりせば——日本の歴史は慶長・元和の古に於て、一大變化を示して居たかも知れぬ。少くとも明治十年以後に於て——全く違つた日本の最近世史を現出してゐたかも知れぬ。熊本城は過去の歴史に於て、斯かる重大なる西海鎮護の大任務を負擔して來たのである。況んや古來傳説の物語るが如く、豊家萬一の際に於て、幼君秀頼を奉じて、清正公が義旗を熊本城頭に翻さるゝ如き事もあつたとしたならば、日本歴史の全局面は、如何に重大なる變化を起して居たことであらう。これを思へば、何人も今なほ血湧き肉躍るを、禁ずることが出來ないであらう。あゝ百戰錬磨の老將軍——熊本の古城よ！われ等は汝の日に——廢頽に赴きつゝあるのを悲しむ。偉大なる歴史の記念塔——斯の熊本の古城を擁護せよ！。

熊本城に關するお話も大分長くなつたから、最後に熊本市の古今の變遷について、少しばかりの懐古の談を附加へて、この拙ない講演を終わります。

加藤公の築城以前に於ては、古く應仁文明の頃、菊池氏の一族、出田秀信が千葉城を築いてこれに據つて居た。それが今から約四百五十六十年前の事である。次いで明應年間（約四百三十年前）飽田郡楠原の城主、鹿子木寂心も亦來つて此城に據つたが城郭の規模が狭小であつたので、更に茶臼山の西南麓、即ち今の古城を築いてこれに移つた。其後天文年間（約三百七十年前）、寂心の女婿、越前守親冬が、事情あつて鹿子木氏の後を承けて同じく古城に據つて居たが、天正十五年六月豊臣太閤の薩州征伐終了後、當年の猛將佐々成政がはじめて肥後一國を賜はり、肥後の中心治府として隈本を選び同じく古城に居た。これが今から約三百四十年前である。そのすつと以前、六條天皇の仁安三年（約七百五十年前）肥後半國の領主であつた託麻郡高江の城主、石浦河内守經國の子、石浦經成といふ人が、城を茶臼山に築いて、高江城（今の川尻町東北）からこゝに移つたといふ記事が『肥國後誌』（託麻郡本庄手永の條）に見えるが、確たる事は分らぬ。少くとも佐々氏時代までは、

今の熊本城一帯の丘陵が、まだ人工の加はらない自然の山林であつた事は、天正十五年七月の交に於ける茶臼山の合戦の記事を見ても想像せられる。

坪井谷より寺原を下り、千葉城邊より川を渡らんとすれば、田代田上以下の一揆、川を前に當て遮り止めんとす。成政ものともせず、坪井川を馳せ渡り、城の上なる茶臼山に打上り、群がりたる一揆の中へ切つて入る。

天正十六年五月、佐々成政は攝州尼ヶ崎で切腹仰せつけられ、代つて加藤清正公が肥後半國（二十五萬石、飽田、託麻、山鹿、由本、玉名、菊池、合志、阿蘇、葦北の九郡）を領せられるに至つたが、其際もやはり今の古城に居られたといふから、古城の歴史も相當に長く續いた譯で、清正公の茶臼山築城が『慶長六年鐵始め、同八年斧始め、同十二年竣工』の傳説通りだとすると、鹿子木寂心の明應年間から熊本城の落成まで約一百十年——少くとも約一百年の星霜を送つた事になる。當時、いはゆる古城城下の市街地ともいふべきものは、どの邊に在つたらうか。大小名の城砦が出来れば、それに伴うて多少の人民の聚落が出来るとは、必然の徑路であるが、今その徴證を知るべきものがない。櫻町といひ、櫻橋といふのは、當時城東の櫻馬場（今の兵器廠のあるところ）から起つた名稱であるが、

その外には古城堀端町といふのが残つてゐる位で、古城時代の隈本城下の有様は殆んど想像がつかぬ。今の山崎の新市街なども、當時は山崎村といつて、飽田郡の内やら託麻郡の内やらハッキリ分らなかつた位の野原であつたらしい。

曲輪郡塚の事

熊本内、飽田託摩塚は、詳に分りがたし。繪圖を以て相考ふるに、御花畑の邊、備前坂の堀際の邊より、山崎天神の邊は、託麻の内と相見る。追廻し土手田畑之所、河原田開と申て、五町手永の内に加はり居る。其外は何方より何方と申す事不詳。高田原邊は、代繼神社の産子にて彼神の敷地と申傳へ、九月十五日に神祭あり。之を以て考ふれば、本庄手永の内と見るなり。（官職制度考）

肥後國誌にも

山崎と高田原の間にある水田を云。飽田郡託摩郡の境にして、飽田郡坪井村に屬す。古河原田と稱す。

とある。これを河原田新地とも云つた。此の追廻田の反別が、前に出した『制度考』によると、二町七反六畝十二歩とある。約三町歩に近い田地があつて、夏は青稻萬顆の露の上に

涼しい月も照つたわけである。これが舊藩時代は勿論、最近二三十年前までは、矢張り文字通りの田畑で残つてゐた。何のために斯んな田畑を、こんな市中においてあつたかと云ふと、それには深い理由がある。あの追廻田畑のすぐ上部（舊廿三聯跡）はいはゆる御花畑で、即ち藩公の邸館であつた。この御花畑は、加藤清正及び同忠廣兩侯の時代から、政務の餘暇に於ける遊休の場所として築造され、細川氏に至つて、歴代の居館に定められたといふ事であるが、四季をりをりに於ける農事の繁閑と、作物の状況とを、藩公が日々親しく観覽せられたために、わざと斯様に、邸館の後方に一面の田野を設けられて居たのだといふ。寛政年間、彼の高山彦九郎が熊本に來遊した際に、この追廻田畑のところを見て非常に感激して詠じた歌が、今砂取町の佐々干城翁のところにも肉筆のまゝで残つて居る。

館のもと田を見て感じ参ら（せ？）ける哥

正之

おをむ（おほみ？）たから満毛類や國のかみなが良わすれぬ爲に田をや詠めむ

わが肥後に於ける國學の大家長瀬眞幸大人も、この追廻田畑に住んで居られたので、其の居宅を田廬と號して居られた事は、墓碑の文にも見えて居るし、田廬歌集の跋文にも、

長瀬大人、その家の名を、自ら田不勢とつけられしは、門の前に田あればなり。され

ば家の集をも云々。

とある。當時、蛙の雨呼ぶ聲も聞え、水鶏も寂しく鳴いたであらうところの田地が、今は繁華の中心地となつて、カフェーやキネマで賑つて居ると思へば、古今の變遷に驚かざるを得ぬ。さうして、其處がいはゆる河原田開。または河原田新地、或は古河原田など、稱して、坪井川の舊流域であつたと思ふと、更に一段の懷古の情を喚ぶものがある。

前に出した『制度考』の文によると、後のいはゆる南坂（今の行幸坂）を一名備前坂とも呼んで居たらしい。其の備前坂の右手（東方）の堀は、今でも備前堀と呼んで居り、古い地圖には坂の西手（今の兵器廠のあたり）を備前屋敷と記してある。これは前にも出した砂取の佐々干城翁の先祖、佐々備前守といつて佐々成政の子息に當る人を、成政自刃の後に、加藤清正公が御客分として、抱へて置かれた屋敷の跡だといふ。この備前堀の南端（下）と北端（上）とを少し東へ入ると、一つは火薬庫の方へ、一つは十一旅團司令部の方へ這入る、二つの城門がある。何れも門の屋蓋は、全く改造されてしまつて、昔の面影を留めぬが、門柱・門扉其他の部分は、大抵むかしの儘で残つて居る。特に十一旅團入口の

門は、其の結構も大きく、門扉の金具なども頗る雄大で、昔時に於ける熊本城の城門を偲ばしめるに足る。此の二つの門と、もう一つ、六工橋（上林口）の方面から城内へ登つて行くところにある櫓門（昔はこれを不開門といつた）とは、縦かに破壊を免れて残存する熊本城のたゞ三つの城門である。これ等はどうしても、完全に保存して置きたいものである。特に東北面の、いはゆる不開門の屋上には、加藤氏時代や細川氏時代の、巴・瓦唐草瓦などが入りまじつて居つて、古瓦の展覽會の如き觀をなして居る。矢倉や樓門の少い熊本城としては、是非とも保存せしめておきたい、貴重な史的遺物の一つである。

○

高田原方面が代繼神社の氏子で、『かの神の敷地』であつた、といふ傳説は前に出したが、それ等によつて考へると、高田原は即ちもと神田原であつたかも知れない。代繼神社は四つ木神社で、今の廿三聯隊跡にあつたのを、御花畑邸館新築の際、今の本莊方面に移され更に細川綱利公の時代に、公の御代萬歳を祈請するために、目出たい代繼といふ文字に改められたといふ事である。

高田原の北方一帯は所謂せんだん畑で、梅檀などが生茂つて居た畑地であつたらしい。

やゝ後世の事ではあるが、富田大鳳先生の詩文中に棟圍の文字があるのは、固より漢詩一流の雅字を借りられたものとも思はれるが、たま／＼以て梅檀畑の古態を表現して居るやうで面白い。さうして其の附近に、藪の内だの、上林だの桃の木畑だのせんだん畑だのとふ、森林原野に關係ある地名が残つて居るのを見ると、今の千反畑方面から坪井方面にかけて一帯の地方が、まだ頗る原始的の状態であつた事が分る。肥後國誌に明圓寺・長安寺附近のことを記した中に、

其比迄は、此邊空地畑にて、屋敷迎はなかりしにより、境をも定めず小寺を建立す云々とあり、長柄小路の條には、

昔、此の邊、泥田澤水にて廣き濕地なりし。其後、挽地をして府中となれり云々。などとある。さうしてさういふ森林田野の間に、三軒・四軒・七軒などと點々人家があつたのが、今の三軒町・四軒町・七軒町などの起原をなして居るものか。とにかく、熊本築城前後に於ける城東城南一帯の市中が、まだ寂寞たる田園里落の状態であつた事は、いろいろの史料がこれを證明して居るやうである。

坪井地方で最も早く開けたのは、今の布屋町であつたといふ。其の後米屋町・八百屋町。

鍛冶屋町・竹屋町・馬借町・立町・横町などの市店が、例の侍屋敷の一廓に、東北面の商業地帯として存在して居た。さうして其の立町から立田口方面にかけて、所謂豊後海道が東に向つて走つて居る。舊藩時代の或る地圖を見ると、彼の大津馬場の杉並木のやうなものが、立田口から入り込んで、ズツと此の立町附近まで續いて居たやうで、あの邊一帯がすでに郭外に近い趣を呈して居た事が分る。

○ 薬園町は、舊藩時代薬草栽培の目的を以て設置せられてゐた、御薬園の跡である。子飼町は昔は子養と書いて居たが、古い所では蠶養と書いてある。「延喜式」や「和名類聚抄」などにも載つてゐて、往昔蠶養の驛馬を設けられて居た所であるから、一千年の古に於ては官道沿線の相當な宿驛であつたらしい。今の子飼の新大橋から大江町へ出る道路が、ズツと砂取方面へでも抜けられるやうになつたら、奈良平安の驛路の古に復つた姿ともならう。但し子飼の宿驛は、もと白川の兩岸に跨つてゐたものか、大江方面にも蠶養長者の傳説といふのが古くから傳はつて居る。子飼橋で思ひ出すのは、明治三十三年度の大洪水の際に、あの橋畔で起つた惨憺たる悲劇である。當時、あの橋はまだ木造の、小さくかよわい賃橋で

あつた。同年七月中旬に降りつゞいた連日の豪雨は、遂に近年未曾有の大洪水を起して、子飼の假橋は無論、またゞく暇に、濁流の中に捲き込まれてしまつた。橋の南畔に在つた水車小屋も、忽ちの内に押流されて、屋上にしがみ附いてゐた四人の人影も、やがて見えなくなつた。さうして、水は小幡神社の裏手から、白川の本流を、瀑布の如くに狂ひ落つるのに満足せず、遂に上河原の西岸から傘九番丁の裏手にかけて、一面の畑地を併呑し、果ては子飼橋畔十數軒の家々を、全く濁波の中に出没する離れ小島としてしまつた。さうして、一軒一軒また一軒、片つ端から水は家々を捲き去つて、茲に阿鼻叫喚の大地獄を現出したのである。あゝ其の時の哀れさ、悲しさ、むごたらしさ——今なほ惨状の眼前に唳唳するのを覚える、と當時の目撃者は、涙を流しつゝ語る。

三十三年度の洪水でも、明治十五年度の洪水でも、近くは大正十二年の洪水でも、小幡神社東方の一夜塘堤防は、大損害を受けなかつた。流石に名高い寛政辰の歳の大洪水で、苦しい／＼經驗を資料とし、國守みづから、馬上に采配を振つて築造せしめられた堤防ほどあつて、今なほ嚴然として市民の災害を防護して居るのは、有難い事である。當時の國主は細川氏第十代齊茲公であつた。

寛政八年六月（中略）、水害甚御苦惱にて、深く思惟せられ、八月に至り小松原より龍田口子飼迄、新に水防の堤を築き、復來水害を除く仕方を、渡邊善右衛門（御郡頭）に命ぜらる。慎で仰を請、精しく見分し、地理を考、繪圖を仕立て、高覽に供へしかば、種々の思召を自ら傳玉ふ。直に築方取懸りける内、御乗切にて、度々御出、巨細御覽ありければ、何れも一しほ競ひ精を出し、日あらずして其事果ぬ。子飼より下手石塘口迄、千四百間餘の所は、土居復舊の唱にて、洪水防禦の爲、石垣水刳共に、同年の末迄に成就せり。一夜塘とも豊年塘とも云。（續先哲偉蹟）

舊藩時代の地圖を見ると、右の一夜塘の附近から、白川の北岸一帯、石塘口にかけて、高い堤防が連なつて居り、所によつては竹藪などを密生させてある。所謂『土居復舊』の名義を以て大々的水防工事を施されたものである。ところが近年に至つて、斯の堤防が段々撤廢されたり破壊されたりして、家が建ち道路が造られ、昔日の面影を留めて居る所が甚だ少くなつた。新代橋の東方（交番のうしろ）に、高く築山のやうにして聳えて居るのが、其の名残の一部であるが、それすら最近ドシ／＼土塊を運び去られつゝある。橋上に立つて見ると、下通町・新鍛冶屋町方面は、家並みが低く眼下に見おろされる程なの

に、白川の川床はだん／＼流沙のために盛り上つて來て、町低く川高し、とでもいふべき状態になりつゝある。これは甚だ危険な事だと思ふ。そも／＼、白川の流れに土沙の沈澱するのは、今に始まつた事ではない。清正公が石塘を築いて、白川と坪井川とを分割せられたのも、この沈澱によつて坪井川口の壅塞するのを、救はんがための計畫であつたといふ。

壺井川（中略）、以前は白川と一つに成り、海邊に吐出しけるが、水勢緩にして、沙卷出等出來て、舟運楮又耕作の便利寡きにより、清正公此川を二つに分られ、中に土井を築きて水を左右に流し、壺井川の方に石の井手を築き、下流を留めて耕作の助とす此所の城南にあたり、石塘口と云、川中の土井を往還とす云々（中野氏編『加藤清正公傳』所載疏導要書の一節）

都下、壺川、舊入白川。白川水迅灘積、下流積沙、易致填壅。公慮失船運之便、塞其所入、決之干西南、會井芹川、西至高橋入干海。故都下皆蒙其利。（淨池公廟碑）

清正公の、水利土工方面にも拔群の見識と技倆とを示して居られる事は、緒方中將の御演にも委しく述べられた通りであるが、此の白川の土沙放流の工夫にしても、いろ／＼綿密な施設を試みられて居る。其の最も奇抜な一例は、馬場楠の鼻繰井手であつて、『天下無類

の「工事」といはれたものであるが、更に白川の本流にも、この種の用意が深く設備してあつたと見えて、

白川の水上に、清正公の御仕置に、銚子の口とて、岩を銚子の口の様にくりぬきて、水其所より落候様にいたし有之候に付、大水の時は、水其所にわんまくして、其口より落ちこなさず、あちこちと流れ散りて、所々より落ち候を、近代になり、右の銚子の口を大きく穿ち、大水にも水よく落る様に相成候由。夫より白川筋、土砂つかへ川浅く相成候由也。(同上清正公傳)

水をわんまくさせて土砂の沈澱を防ぐ方法は、千古の達見である。さうして清正公は、よくこのわんまく式を慣用して、火山灰と火山砂礫との多いわが肥後國內の河川に、治水工事を施されて居たのである。

古を懐うて今を省れば、自ら戒める所が多い。歴史は單に趣味ではない。一千年來の興亡變遷を考へて見ると、そこに無限の人生を味ふことが出来る。古い熊本が、どういふ徑路をとつて、今の新しい熊本になつたか。さうして新しい熊本が、どういふ方向に向つて、

更に新しい熊本を展開させて行くだらうか。——熊本城及び熊本市の、過去の變遷を知ることとは、やがて未來の熊本に對する、新しい希望と光明とを發見せしめる事にもなる。「時」の力は絶大である。この絶大なる「時」の流れを乗り切つて、「處」と「人」とがどういふ風に活躍して行くだらうか。——私は熊本市及び熊本市民の將來に對して、限りなき親しみの眼を擧げけつゝ、何時までも、其の幸福なる前途を見送つて行かうと思ふものであります。

——(完)——

築城隈本(清正公挽詞節録)

清韓長老

於肥一州、	築城隈本。	其壯麗也、	石壁万仞、	嵯峨崔嵬、
玉樓千尺、	璀璨赫澤。	畫屏繡窓、	光飾其中、	碧瓦朱甍、
蓋覆其外。	耿々玉宇、	龍纏其柱、	譟々金殿、	鳥弄其花。
飛梁偃蹇、	不晴何虹。	連閣繚偉、	未雲何龍。	登層臺則、
身在半空、	摘星攀月。	吟高亭則、	眼見四山、	乘風駕雲。

附
言

X X
X X
X X
X X
X X
X X

本書の編輯を終りて

——熊本城趾保存會の事業につき——

本書の編輯を終りて、將にこれを印刷に附せんとするに際し、わが熊本城趾保存會の事業に就きて一言を加へ、以て讀者の省察を乞ふも、必ずしも無用の業にあらざるべし。

本會設立の趣意と精神とに關しては、曾て『熊本城趾保存會趣意書』なるものを印行して天下の人士に懇へ、なほ本書各篇の所説、特に緒方中將閣下の講演『結論』の條下に於ても、その委曲を盡されたるを以て、改めて茲に贅するの煩を加へず。今や、本會の唱導によりて、縣民一般の熱烈なる共鳴同感を得、更に陸軍當局の理解ある同情によりて、城内各部の建造物の復舊工事成り、特に近く宇土櫓の改修落成して、其の嚴然たる新装の威容を仰ぐを得るの日も、蓋し遠きにあらざらんとす。彼を思ひ此を顧みて、聊か感慨の禁じ難きものなくんば非ざる也。

大正十年・十一年の交、米國ワシントン府に於て、世界列強の軍備縮少會議開催せらるゝや、わが帝國の

全權使臣またこれに参加し、其の結果、わが陸軍及び海軍は、幾多の事業に甚だしき緊縮を加へらるゝに至れり。當時、世を擧げて世界の平和を空想し、軍備縮少を唱ふるを以て社會の新思想なるかの如くに思惟し、さらぬだに經費不足なる陸軍當局は、熊本城趾の舊態を保存するが如き經費の支出を、全然杜絶せらるゝに至れり。斯くて城樓は風雨の殘蝕するに任せ、壘壁は草木の繁延するに委し、藤公三百年の鴻業偉蹟も、遂にやうやく潰滅の悲運を見るに至らんとす。われ等、深くこれを慨き大に之れを悲しみ、慈に同志胥謀りて、固く『熊本城趾保存』の大業を成就せんことを誓ふ。大正十四年十一月、はじめて有志相會して其の大綱を謀り、越えて明年一月十二日、更に官民有志相集まりて、發會式を擧ぐ、『趣意書』成り『會則』成り、主務省の認可を得て、資金を一般に公募し、先づ頽廢最も甚だしき宇土櫓の改修工事を始め、順を追うて他の改修保存の業に及ぼんとす。斯くて昭和二年六月廿四日、藤公昇天第三百十六年の忌辰を以て、はじめて宇土櫓改築の起式を行ひ、同年八月三十一日、盛大なる上棟式を擧ぐ。今や、陸軍當局の多大なる同情共鳴により、城趾各部の建造物の改修工事成り、わが宇土櫓の落成式も、近く十一月廿五六日の交を以て西兩戰役五十年祭と共に、盛大に舉行せられんとす。本書所載の各篇の説述を顧みれば、今に於て多少、六萬十菊の感なきを得ずと雖も、而も過去半箇年以前までに於ては、この熱烈の言、激越の語、まことに巴むを得ざりし也。

願れば明治初年、はじめて廢藩置縣の行はるゝや、庶政維新・四海一家の宏謨を奨順し、國內の統一と民心の刷新とに力を注ぐの極、動もすれば舊物を破壊し、歴史を輕視するの弊風、蓋し少からず。彼の奈良興福寺の五重塔や、播州姫路の白鷺城を、僅々數十圓に公賣して、而もこれを撤壞するの費用に苦しみたるが如き、今日よりしてこれを見れば、實に隔世の感なき能はず。わが熊本城、また斯の時代の趨勢に

伴ひ、封建の遺物・戦國の餘蹟、以て四海一家の安謐に障礙あり、管内固陋の民俗を養ひ、以て邊土の舊習を一洗すべからずと爲し、將に撤廢の悲運に遭遇せんとしたること、彼の明治三年九月に於ける、藩知事細川護久公の、悲壯なる建白願書を以て知るべし。爾後、全國に於ける諸藩の城郭、續々として撤廢を上願し、小濱・高松・鳥羽・壬生・岩槻・小田原・川越・延岡・岸和田・山口・甲府等の諸城、皆これを允可せらる。何等の幸運ぞ、わが熊本城はこの時故ありて獨り潰滅の運命を免れ、明治十年の際に至るまで、七級の層樓、巍然として雲表に聳立し、以て藤公の偉業、今日あるを示せり。丁丑西南の役、不幸にして其の城樓の大部を一炬に附したりと雖も、幸にして宇土櫓その他幾多の平櫓・城門を残せるあり、特にその石壘の堅牢雄渾にして、而も殆んど完全にその原形を遺存せるが如き、今日類例を天下に求むべからず。實にわが學界に於ける絶好の研究資料にして、過去に於ける帝國歴史の變遷を回想するもの、齊しく珍重措く能はざる所也。況んや藤公の人格・精神、燦として光輝をこの城に加ふるものあるに於てをや。熊本城址保存の業、決して徒爾にあらざるを知る。

今や城址保存會は、財團法人として設立許可を得(昭和二年七月八日)、更に陣容を新にして、今後に於ける事業の達成に全力を注がんとす。時勢は變轉し、前途は遼遠なり。江湖篤志の人士、頼にわれ等の衷情を諒とし、本會の事業を賛襄して、以て學術と教化との光輝を、千古に發揚せしむるあらん事を。これ豈われ等の、郷土に報じ、君國に盡す所以に非ざるなきを得んや。至囑

熊本城址保存會々則 (大正十五年一月十二日設立)

第一條 本會ハ熊本城址(宇土櫓、城壁、主ナル樹木、史蹟其他ノ舊態)ヲ保存スルヲ目的トス

第二條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一 保存ニ必要ナル營繕其他ノ施設

二 熊本城ニ關スル史料ノ蒐集及編纂

第三條 本會ハ熊本城址保存會ト稱ス

第四條 本會ノ事務所ヲ當分熊本市役所内ニ置ク

第五條 本會ハ本會ノ目的ヲ賛成スル有志者ヲ以テ之ヲ組織ス

第六條 本會ノ經費ハ會員ノ贈金、寄附金其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第七條 本會ノ會員又ハ特別寄附者ニ對シテハ之ヲ優遇スルモノトス

前項ノ優遇方法ハ別ニ之ヲ定ム

第八條 本會會員ヲ左ノ六種ニ分ツ

特別名譽會員 千圓以上贈金者

特別會員 百圓以上贈金者

通會會員 拾五圓以上贈金者

第九條 本會ニ總裁及副總裁ヲ推戴ス

第十條 本會ニ顧問若干名ヲ推舉ス

第十一條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長	一名	副會長	三名	評議員	若干名
幹事	若干名	委員	若干名	事務員	若干名
第十二條	會長副會長ハ發起人ニ於テ推舉ス				

名譽會員	五百圓以上贈金者
正會員	參拾圓以上贈金者
贊助會員	五圓以上贈金者

第十三條 評議員、幹事、委員ハ會長之ヲ囑託シ事務員ハ會長之ヲ任免ス
 第十四條 會長ハ本會ヲ統理代表シ及會議ノ議長トナル副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
 評議員ハ豫算ノ決議決算ノ認定其他ノ重要事項ヲ議決ス
 幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ管掌ス
 委員ハ會長ノ旨ヲ受ケ會務ヲ分掌ス
 第十五條 評議員會ハ會長之ヲ招集シ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
 第十六條 本會ノ役員ハ事務員ヲ除ク外總テ無給トス但必要ニ應シ費用ノ辨償ヲナスコトアルヘシ
 第十七條 會務ノ執行ニ關スル規程ハ會長ニ於テ別ニ之ヲ定ム
 第十八條 本會ハ相當ノ時期ニ於テ評議員會ノ決議ヲ經テ財團法人ヲ組織スルモノトス

熊本城址保存會概算書

修繕費	六〇、〇〇〇圓	宇土橋修繕費其他ノ城櫓修繕費
記念館建設費	四〇、〇〇〇圓	建坪延百二十坪鐵筋コンクリート二階建及附屬建物共
維持基金	三五、〇〇〇圓	
事務費	一五、〇〇〇圓	創立費、會員募集費其他事務費
計	一五〇、〇〇〇圓	
備考	收入ハ會員ノ會費及寄附金等ニ依ル	

財團 熊本城址保存會寄附行爲 (抜萃) (昭和二年七月八日設立許可)

第二章 名稱及事務所

第一條 本財團ハ財團法人熊本城址保存會ト稱ス
 第二條 本財團ノ事務所ハ熊本市手取本町六十三番地ノ一内ニ置ク

第三章 資産

第三條 本財團ノ資産ハ左ノ如シ
 一、設立者タル熊本城址保存會岡正雄ノ寄附金貳萬七千貳百七拾圓但シ熊本城址保存會ニ於テ收支シタル別紙計算書ノ通り
 二、將來本財團ニ寄附セラルヘキ金品
 第四條 本財團ノ資産ハ第二條ノ事業費ニ充ツル外他ニ之ヲ費消スルコトヲ得ス

第四章 總裁及顧問

第五條 本財團ニ總裁一名、副總裁二名、顧問若干名ヲ置ク
 第六條 前條ノ總裁、副總裁並顧問ハ會長之ヲ推舉ス

第五章 役員

第七條 本財團ニ左ノ役員ヲ置ク

理事

二十二名

監事

五名

評議員

若干名

第八條 理事一名ハ熊本縣知事ノ職ニ在ル者ヲ以テ之ニ充テ本財團ノ會長トス

第九條 理事三名ハ熊本市長、熊本縣學務部長ノ職ニ在ル者及熊本縣在郷將官中一名ヲ以テ之ニ充テ本財團ノ副會長トス但シ在郷將官中ヨリ充ツヘキ理事ハ會長之ヲ囑託ス

第十條 理事三名ハ第六師團經理部長、熊本縣會議長及熊本市會議長ノ職ニ在ル者ヲ以テ之ニ充ツ

第十一條 前三條以外ノ理事及監事ハ評議員會ニ於テ之ヲ選舉シ其任期ハ四ケ年トス但シ滿期再選ヲ妨ケス

第十二條 會長ハ本財團ヲ統理代表ス

第十三條 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス副會長ノ代理順序ハ會長別ニ之ヲ定ム

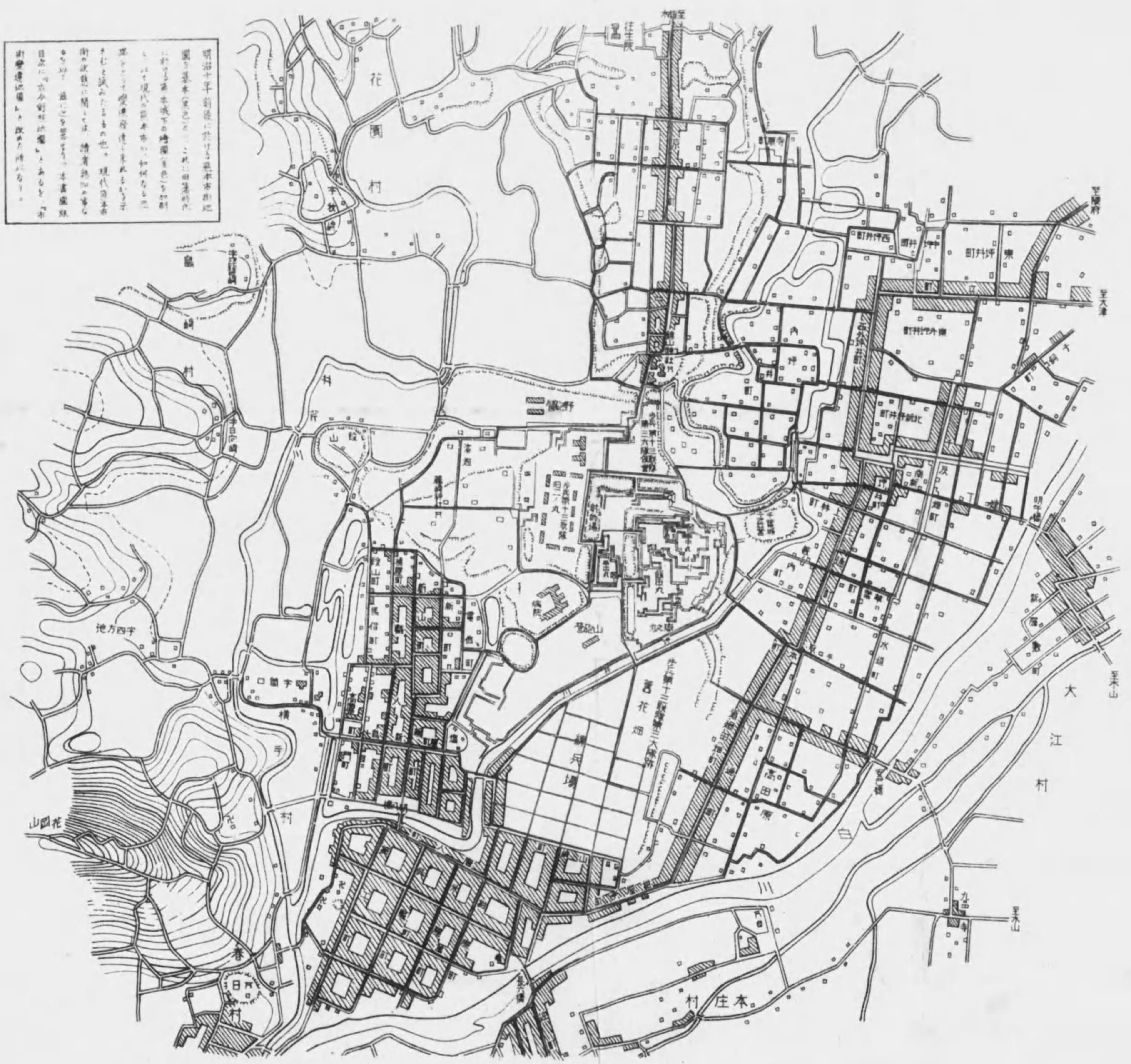
第十四條 本財團ニ有給技術員及事務員ハ會長之ヲ任免ス

212



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

熊本市街變遷地圖



明治十年前後に於ける熊本市相地
 圖(基本(黒色))。此は旧藩時代
 に於ける藩政下の地籍(赤色)を以て
 以て現代の熊本市の如何なる地
 籍に於て變遷を遂げたるかを示し
 せしむるもの也。現代の熊本
 市の地籍に關しては、諸君の
 目次に於て對照地籍とあると、
 街變遷地圖と改題せしむる。

313
1074

熊本城跡保存會
地圖



昭和二年十一月十五日印刷
昭和二年十一月二十日發行

(定價參拾錢)

編輯兼發行人 熊本市役所內熊本城跡保存會 小島德貞

印刷人 熊本市楠町三九番地 田中武八

印刷所 熊本市楠町三九番地 熊本印刷所

發行所 熊本市役所內 熊本城跡保存會

終

